

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成26年11月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 11月27日(木) 午後2時30分から午後5時10分まで

2 場 所 作手リフレッシュセンター

3 出席委員

瀧川紀幸委員長 馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員
花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目教育部長
小林教育総務課長
夏目学校教育課長
鈴木生涯学習課長
柿原文化課長
加藤文化課参事
佐宗スポーツ課長

5 書 記

請井教育総務課庶務係長

6 議事日程

開 会

【第一部(定例教育委員会会議)】

日程第1 9月・10月会議録の承認

日程第2 11月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 11月の行事・出来事

日程第3 協議・報告事項

- (1) 市議会の概要について(教育部長)
- (2) 新城市通学費補助金交付要綱の一部改正について(教育総務課)
- (3) 平成27年度新城市成人式について(生涯学習課)
- (4) 新城ラリー開催報告について(スポーツ課)
- (5) 愛知県市町村対抗駅伝開催について(スポーツ課)

日程第4 その他

- (1) 新城市体徳知教育活動推進事業研究発表会について(学校教育課)

【第二部（教育憲章及び教育委員会制度について）】

次回定例会議（案） 12月18日（木）午後2時30分
（鳳来総合支所3階 教育相談室）

閉 会

【第一部（定例教育委員会会議）】

○委員長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、平成26年11月の定例教育委員会会議を開催させていただきます。

日程第1 9月、10月会議録の承認

○委員長

日程第1、9月、10月会議録の承認ということで、お手元に事前配付されております。特にご異議がなければ、ご署名のほうをお願いいたします。

日程第2 11月の新城教育

○委員長

それでは、日程第2に移ります。11月の新城教育ということで、(1)教育長報告です。和田教育長、お願いいたします。

○教育長

11月はまさに文化、スポーツの花盛りといった状況でございました。

社教関係からお話ししたいと思えます。

まずは11月1日、2日の新城ラリーです。4万8千人という史上最高の入客で、テレビや新聞等でも大きく報道されました。ここではトヨタのFCV、燃料電池自動車が初めて公開というようなことで、NHK等でも先週ニュースの中で取り上げておりましたし、民放でも1時間番組で新城ラリーを放映しておりました。新城ラリーのモータースポーツだけでなく、観光や産業経済にわたる効果が大変大きくなってきたなということを思います。宿泊客につきましても、鳳来、新城はむろんのこと、豊川あたりまで満杯であったというような話も聞いておりますし、お店等におきましても、2日目の午後にはほとんど売り切れであったという状況でもあります。雨、天気には恵まれませんでしたけれども、新城ラリーが定着してきたかなということを思います。同時に市民の秋の文化祭とか公民館祭りも各所で行われました。

2つ目ですけれども、駅伝大会。市内大会、東三大会、そして11月16日には愛知県駅伝大会が行われました。新城総合公園で行うのはこれが最後であったわけですが、全県下から100チーム、5,000人近くが集まるということで、新城市の中学校も、男子も女子も東三河代表で参加いたしました。男子のほうは24位、女子のほうは14位とそれぞれ健闘いたしました。この後、市町村駅伝大会が行われるわけですが、今度、市町村駅伝大会のルールが変わりまして、中学生がそれぞれ男女2人ずつ出るというようなことで、先だって11月22日に壮行会を行いましたけれども、今年の活躍は大いに期待できるということでありますので、12月の大会には、もしお時間がありましたら応援していただけるとありがたいなと思えます。

3点目ですけれども、生涯学習社会教育関係で11月8日に市の子どもの会のチャレンジ祭りが行われました。今年は初めて市のPTAも一緒になって行うということで、子ども会

とPTAの共催で青年の家で行われました。両方一緒にやるというのは大変画期的なことで、皆さんの机の上に置いてありますこの共育せんべいも、そのときの参加者に参加賞として配られたものであります。子ども会もPTAもいずれにしろ子供にかかわる健全育成のための組織であるということを考えますと、こうした一緒になって行うことは非常に素晴らしいことではないかなと思います。

そういった意味合いで言いますと、11月21日に東三河の社会教育委員と公民館長の合同研修会があったわけですが、これも長年にわたってそれぞれ別々で行われたものが一緒になって行うということで、より効率的になってきているかなと思います。そういった方向性は、今後も大事にしていきたいと考えます。

4つ目ですけれども、11月10日から12日、名古屋を中心にESDの世界ユネスコ会議が開かれました。このESDの活動というのは、新城市内の小中学校でも同様の活動は全小中学校で行っておりますが、この参加校といたしましては、作手の小中学校が参加校というかたちで活動を行っております。

また11月15日には、第1回の徳川家康作文コンクールが行われました。その素地というのは、なかなかこの新城市にはないわけですが、長篠の戦い、あるいは設楽ヶ原の決戦等を見ましても、織田・徳川連合軍とはいうものの、現実には徳川軍と武田軍の戦いが主であることを考えますと、今後の歴史の学習の中でも徳川家康といったところ、今まで目が向けられなかったところに目を向けていくことも、東照宮の検証の意味からいっても、大切な視点になってくるのではないかなと考えております。

それから、11月16日に東三河ジオパークシンポジウムが鳳来寺山自然科学博物館で行われました。東三河一帯を、全域を東三河のジオパークとして各市町村が力を合わせて検証してこうじゃないか。そして、日本ジオパークの認定をもらおうじゃないかというかたちでの働きかけです。東三河各地から多くの方々が集まりました。そういった意味合いで、中央構造線を中心として地質、岩石に恵まれた新城市がその核となっていくことは必要ですし、新城市民も、あるいは子どもたちもこの地質、岩石の豊かな新城の自然にもっと目を向けて、ふるさとの誇りとしていきたいと考えます。

それから、学校教育関係ですけれども、11月1日、2日に中学校の文化祭が、それから11月22日以降に小学校の学芸会が開催されております。それぞれ学校文化の花をしっかりと咲かせていると思います。

11月3日から9日にかけてアラモ砦の100周年記念式典参加ということで、鳳来中学校の生徒たちを中心にアメリカのサンアントニオ市に出かけました。向こうではネイジ博士を中心に大変有意義な交流をしてきたということでございます。12月にこの報告会がございまして、また参加いただけたらなと考えます。

11月6日に市内の6小中学校、東郷西小学校、鳳来寺小学校、鳳来西小学校、東陽小学校、新城中学校、千郷中学校で教育活動推進事業ということで研究発表が行われました。豊川市のほうからも大勢の方々が参観に来ていただきました。豊川との交流も含めまして、こういった発表会を通して教員の資質力量の向上に貢献できればと思います。

11月8日には数楽チャレンジ、数学を楽しむ数楽チャレンジが新城東高校で行われまし

た。小中学生60人弱が参加し、数学の楽しさということ、学校の算数・数学の授業では味わえない、そういう問題にチャレンジして、その喜びを語っておりました。今週のティーズの番組で放映しますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

11月12日から18日にかけて第2回の校長人事面談を行いました。来年の鳳来4小学校の統合、その次の年の作手の1校統合等を考えまして、人事というものは非常に難しい局面にあるわけですが、各学校の活性化、個人を生かすといった意味合いで校長の意見をしっかりと聞き、よりよい人事配置ができるように努めていきたいと考えております。ただ、そうした中で、割愛人事、他市町村から新城市を希望する教員をどう受け入れていくかとか、あるいは新しく教員になった新任をどう取り入れていくかといったこと、人事の継続性を考えても非常に大事な局面に差し掛かっていると考えております。

11月21日、昨日ですけれども、青年教師と教育長との意見交換会を行いました。青年教師の教育に対する熱い思い、志といったものと、当面する悩みだとか苦勞といった率直な意見が聞けて、大変有意義であったと考えます。夜、教職員との情報交換会を行いました。その場で本年度の教育白書を見させていただきました。スマホ等のことがかなり詳しくアンケート集計されておりました。きのう初めて受け取ったところですので教育委員の方にはまだ届いていないと思いますが、この後また届けられると思いますけれども、やはりスマホの実態というのが都市部、田舎にかかわらず、非常に子どもたちの生活に入り込んでいることを感じます。アンケート調査の結果では、小学校6年生と中学校3年生の、いわゆるスマホに費やす時間等が余り変わらないというような現実がありました。そのまま6年生が中学生になっていったときにどうなるかということを考えますと心配です。子どもたちの生活習慣、学習習慣のあり方といったものに学校、保護者等が協力して取り組んでいくということが求められると考えます。

以上、概要を報告させていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

何か教育長報告の中で御質問等ございましたら、お願いします。よろしいですかね。また後でありましたら、各課報告の後で御質問ください。

(2)の11月の行事・出来事について、各課の報告をお願いいたしたいと思っております。

教育総務課からお願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課ですが、6日木曜日、東栄町の給食共同調理場のほうへ視察へ行っております。かねてから言っております今後の給食の方針の関係がありまして、昨年、この給食共同調理場が東栄町にできましたものですから、施設の係長、庶務の係長を連れて、3人で見てまいりました。

10、11日は、厚生文教委員会の議員さんが学校を視察したいということで、この両日にかけて学校の視察に回られております。

12日、厚生文教委員会の説明会。

13日には、教育部の全体でありますけれども定例監査ということで、監査事務局のほう

で監査を受けております。

21日、給食調理員説明会とありますが、嘱託職員を来年度から任期付短時間職員に変えることになりまして、これ自体は人事課の募集案件というかたちになりますが、今現在の嘱託職員、またはその条件にあたる臨時職員を集めまして、内容について職員に対しての説明会を行いました。

25、26日については、市町村教育委員会研究協議会ということで、浜松で行われました。それから、本日、教育委員会です。

土日、祝日、夜については、13日、26日に鳳来の西部の小学校再編会議に出ております。このあと29日、土曜日、臨時教育委員会が予定されております。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

続きまして、学校教育課、お願いいたします。

○学校教育課長

5日、水曜日、初任者研修会が東郷東小学校で行われました。北設の初任者と新城市の初任者と合同で行われました。

6日、市の委嘱研究発表会ということで、6校で発表がありました。あとでまた報告させていただきます。

10日に学校訪問がありました。黄柳川小学校に行ったわけですが、子供たちが大変落ち着いて学習に取り組んでいる様子がありました。

12日からですけれども、校長面談が4回にわたって行われました。校長の意見をもとに来年度の人事を考えていきます。

13日、定例監査が行われました。

18日ですが、市の就学指導委員会が行われました。また、教校務の主任者会で研修会として、道徳教育についての講師を招いての研修が行われました。

26日ですが、青年教職員等と教育長との意見交換会、そして本日、校長会が行われました。

土日、祭日、夜ですけれども、8日、数楽チャレンジが新城東高校で行われ、同じ日、あすなろ教室の文化祭が行われました。作品展示や菓子づくり、スポーツ等行われて、保護者の方やあすなろ教室OBの子も聞きにとということでもあります。

15日土曜日、学習発表会が8校で行われております。その日に県の中学生駅伝大会も開かれました。あと22日、29日、それぞれ学習発表会で、あと残すところ2校のみになっております。

○委員長

続いて、生涯学習課、お願いいたします。

○生涯学習課長

生涯学習課、平日であります。7日の金曜日に冒頭の教育長報告にもありましたように東三河の社会教育委員の連絡協議会と東三河公民館連合会の合同会議を開いております。

21日に行います合同研修会に向けての打ち合わせということで合同会議をもちまして、21日の金曜日に合同で初めてとなります研修会を持ちました。12日に市議会の厚生文教委員会の議案説明、13日に先ほどありましたように市の定例監査を受けました。そのあと所管施設の査察ということで、図書館、西部公民館、青年の家を監査委員さんをご覧になっております。20日の木曜日に県事務所の主催でありましたが、青少年健全育成街頭啓発で、PRリーフレット等の配布を行いました。昨日、こども未来課と教育委員会の庁内会議と、放課後児童対策について打ち合わせを行っております。

土日のほうですが、1日から2日にかけて西部公民館まつりが開催されました。千郷中の文化祭と兼ねてというかたちで例年行っておりますので、本年度もそのかたちで行っております。9日の日曜日につきましては、先ほど教育長報告にありましたように、従来、市の子ども会が単独で行っていましたがこどもチャレンジまつりを、本年度、市のPTAも参加して共同開催しています。そのときに子供たちに配った景品の一つとして共育せんべいを市のPTAの予算でつくっております。15日土曜日に地域探訪として作手の自然をめぐる講座を行いました。作手の矢頭さんに講師としてお世話になりました。18日火曜日に、年明けに行います成人式のアトラクションが決まってまいりましたので、その打ち合わせを行いました。成人式の内容につきましては後ほど詳しく説明致します。それから、今度の土曜日、29日ですが、新城設楽地区の子育て支援地域交流会ということで、従来、新城設楽の家庭教育の推進大会がこのような名称になっております。北設と新城と交代で毎年開催しており、本年、新城側の当番ということで、文化会館小ホールで交流会が開催されます。

以上です。

○委員長

続きまして、文化課、お願いいたします。

○文化課長

まず、初めに左側の平日ですけれども、11日に市民文化講座運営委員会を開催しまして、本年度の事業実績、来年度の事業予定について検討を行っております。それから、12日に議会の厚生文教委員会の議案説明会ありました。同じ日ですけれども、作手の山村交流施設用地にかかる税務署との事前協議を行っております。それから14日が文化課の特例監査が行われまして、終了後に所管する4施設の現地査察を行っております。それから17日ですけれども、愛知県の登録有形文化財建造物課題研修会が江南市で開催されまして、出席しました。20日ですけれども、愛知県美術館で行われました「創画展」に市民の方と見学しております。これにつきましては、市に寄附していただく予定の高畑郁子先生の「決戦場まつり」という絵画が出展されているということで見学に行っております。21日ですけれども、来年度の文化財関係の補助事業計画の県ヒアリングがありました。同じ21日に市の建築設計審査会が行われまして、作手の山村交流施設の設計について審査が行われております。それから26日ですけれども、市町村文化行政主管課長会議が開催されました。それから、明日ですけれども、鳳来寺山石垣保存修理委員会を開催する予定です。

右側に移りまして、1日から3日にかけて文化協会の市民文化祭が行われておりま

す。それから9日ですけれども、設楽原歴史資料館で設楽原ミニ講座を開催しまして、約40名の来場者がありました。14日には、つくでの森の音楽祭実行委員会が開催されました。15日、長篠城址史跡保存館で秋の特別展関連事業としまして、過去に行いました発掘調査の説明会を開催し、約20名の参加がありました。16日ですけれども、第27回新城歌舞伎を文化会館で開催し、約490名の来場者がありました。同じ16日に本年度4回目の長篠城址史跡保存館の歴史講座を開催し、約110名の方が受講しております。それから23日にJRさわやかウォーキングがありまして、桜渚の釜屋建民家、それと新城小学校のしろあと資料館、こちらを開放しまして見学をしていただきました。同じ23日にみよし市で県民茶会が開催されまして、文化協会とともに参加しております。今後の予定になりますけれども、29日土曜日につくでの森の音楽祭、30日日曜日には来年度の文化事業において市制10周年の事業として計画しております豊かなる調べコンサート、これの第1回目の打ち合わせを行う予定であります。また、同じ30日に名古屋市で愛知県が主催の「あいち合戦ワールド」が開催されますので、観光課とともに参加する予定です。

○委員長

鳳来寺山自然科学博物館のほう、お願いします。

○文化課参事

まず、5日ですが、公共施設マネジメント研修に出席しております。12日には、厚生文教委員会の議案説明会に出席しております。13日は、不当要求防止責任者講習会を豊橋市役所で受けております。14日、定例監査がございまして、終了後に博物館の視察も受けております。26日は、東部東小学校の博物館ガイドツアーということで、館内外の自然観察等の案内をしております。記入に間に合わなかったのですが、同じ日に藤原岳自然科学博物館の視察を受け入れております。藤原岳自然博物館も40年を過ぎて老朽化が進んでいるということで、当館の事例を参考にしたいということでの視察でございました。

続きまして、土日、祭日の報告です。1日ですが、名古屋市博物館友の会の見学がありました。3日には一宮市の尾西歴史民俗資料館の旅ゾウというクラブのきのご観察会の講師を行っております。15日土曜日ですが、特別展新城市のジオサイト展を開催しました。2月28日までの開催期間になります。同じ日ですが、半田市の博物館の会になりますが、一行の見学を受け入れております。同日夜ですが、ナイトミュージアムで夜8時まで夜間営業を行っております。16日にはシンポジウム、「東三河のジオサイトの可能性」を開催しております。22日土曜日は、ミュージアムフェスティバル24日まで3日間のもみじまつり期間中での3連休ということで開催をしております。そして29日ですが、2回目のナイトミュージアムということで夜8時まで開催予定にしております。そして30日の日曜日には、野外学習会、湯谷の馬背岩と不動滝の紅葉を楽しむ、植物の観察会を計画しております。

○委員長

最後にスポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

11月7日金曜日、東三河県庁におきまして主要プロジェクト推進プラン第5回目の検討

ワーキングが開催されました。内容につきましては、スポーツ大会を生かした地域振興の中間とりまとめとなっております。10日月曜日、新城ラリー開催後の影響につきまして、愛知県建設事務所による現地の立会がございました。県営新城総合公園で行いました。同じく10日、全国大会出場激励会が市長室で行われました。激励を行ったのは、11月22日に国立代々木競技場で開催されました平成26年度全日本ジュニア空手選手権大会に出場した4名で、幼年男子の部、小1男子の部、小4女子の部、小6男子の部の4名となっております。同じく10日には、県内のB&G施設を有する新城市、東栄町、豊川市、清須市、西尾市、豊田市の5市町で構成します愛知県B&G連絡協議会が豊田市で開催されました。12日水曜日には厚生文教委員会が開催されまして、鬼久保ふれあい広場内のリフレッシュセンター、この施設でございますが、ベランダの修繕費の補正について説明を行いました。13日木曜日、中日新聞主催の東三河パワートレイル関係市町村会議が開催されました。コースといたしまして、茶臼山高原をスタートし、設楽町を經由しまして湯谷温泉をゴールとする山岳マラソンのコースとなります。同じく13日、豊橋市役所会議室におきまして、指定暴力団による不当要求防止責任者講習会が開催されました。19日水曜日、新年度予算のヒアリングを行いました。本日でございますけれども、午前中に公聴会、そして現在、定例教育委員会を開催しております。

土日、祝祭日の出来事につきまして、10月31日から11月2日の3日間で新城ラリー2014を開催しました。1日目はあいにくの天候となりましたが、2日間で先ほど教育長さんがおっしゃったとおり4万8,000人の観客動員となりました。11月8日土曜日、桜淵公園におきまして中西杯グラウンドゴルフ大会が開催されました。16日日曜日と22日土曜日、愛知万博記念公園で愛知県市町村対抗駅伝競走の試走会が開催され、22日には壮行会を旧市民体育館で開催いたしました。11月20日の木曜日には鳳来開発センターにおいて、新城市スポーツ推進員総務委員会を開催いたしました。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、何か御質問等ございましたら、お願いします。

○委員

2点お願いします。

最初は、文化課の自然科学館のほうで。ナイトミュージアムを2回開催しているわけですが、この時期に開催するのは、もみじまつりにあわせているのかなと思うのですが、寒いので、どの程度入場者が来るのかなということを教えていただきたい。

もう1点は、今度は文化課のJRのさわやかウォーキングですが、私は、自分が新城小学校の校長だったものですから、あのしろあと資料館を整備したので、どの程度お客さんが来たのか興味があるので、もしわかったら教えてください。

○文化課参事

では、博物館から先に説明いたします。

まずナイトミュージアム、この2回ですが、もみじまつりが11月1日から30日まで行わ

れていまして、その間に「千の灯火」という地元の方が中心になって鳳来寺の参道にロウソクを灯すイベントをやります。それが夜間ですので、確か4時半ぐらいから7時半ぐらいまでの間ロウソクが灯るといイベントをやるのですが、その間、お店も何もないというようなこともあって、博物館のほうで何かやったらということで、この「千の灯火」に合わせた2回、ナイトミュージアムで8時までやらせてもらったということです。

来場者数ですけども、これで3年目ぐらいになるのですが、去年は大体、きょうはデータを持ってきておりませんが50から60人でした。今回の1回目ですが、きょう数字を持ってこなかったのですが、夜間の利用者は確か30数名だったと思います。

○委員

それって結構多いかと、そういう感じですか。

○文化課参事

館としては、開けただけのことはあるかなぐらいに思っています。

○文化課長

さわやかウオーキングの関係のしろあと資料館ですけども、大体60名ほどでした。というのは、実際に参加された方が7、800名いるのですけども、東新町の駅でおりまして桜淵公園に行きまして、釜屋建て民家を回って、新城橋を渡って、軽トラ市もやっていたもののですから、軽トラ市を見て、そこでそのまま帰る方もみえますし、しろあと資料館に来れる方がいるということで、コース上に入っていないとか、軽トラ市から流れてくる方しかいないもののですから、観光協会には、笠岩橋新城小学校の横を通っていくようなコースならもう少しお客さんが入るのではないかとということで、そういう要望はしておきました。

○委員

関連して釜屋建民家のほうはどうでしたか。

○文化課長

釜屋建民家は600名ぐらい。というのは、そこでJ Aがお茶のサービスをやっておりましたので、それはコース上にありましたので、皆さんがそこを通るといということで、そこに寄ってお茶を飲んでいかれたといことです。

○委員

生涯学習課にお願いいたします。

来年度の共育の日に共育せんべいを児童生徒に配布することの予算化についてお願いしたいと思います。既に皆さん、鳳来中学校が共育せんべいをお配りいただいたことは御承知のことと思います。鳳中が一番最初に先駆けのことのですので大変な御決断であったと思ひまして、敬意と感謝を私は申し上げたいと思っております。おそらく来年も鳳来中学校は、地域の御協力を得て共育せんべいを配ると思ひのですけれども、教育委員会といたしましても来年度、共育の日に新城市の児童生徒全員に共育せんべいを配布することを生涯学習課に提案させていただきたいと思っております。

費用は御承知のことと思ひますが、私の聞いた限りでは1枚30円、1,000枚以上の注文で受付、児童生徒4,300人ですか。5,000枚といたしましても、焼印代が1万円で、合計16

万円ぐらいかなという私の試算でございます。

私たちが子供のころは、行事のときに紅白のおまんじゅうをいただいた記憶がありまして、その日は特別な日だなという記憶が残っております。子供たちが将来保護者となって、地域の担い手となったときに、ちょっとしたきっかけで共育せんべい、あるいは共育のことを思い出して活動してもらえば、その世代間に共育というものがつながったなということになるひとつのきっかけにもなるかなと思っております。例えば共育せんべいが余った場合にも、日本はほかのお家に訪問するときにちょっとした手土産を持っていくととてもいい風習があるのですけれども、例えば教育長さんがほかの町へ訪問されたり、あるいはほかの町の教育委員会の方が新城市にいらっしゃったときに手土産にできるかなと考えますと無駄はないと思っております。ぜひ前向きに御検討くださいますようお願いいたします。

○生涯学習課長

今の御提案ですが、事務的なことを言うと、次年度の予算の事務が担当課から財政課のほうへ予算を要求するという作業がもう済んでいるので、ちょっとどうかなというのがまずあります。ただ、来年度の予算要求の中で、共育の啓発を継続してやっていきたいということで盛り込んである内容として、名刺ぐらいのサイズのカードを小学校の新入生に配っていくための、その予算要求がしてあります。さらに、どうしてもカードだとどこかへいってしまうとか、残りにくいというように、子供にとっては手になじみにくいというようなところがあるのかなということで、内部で検討して、クリアファイルをつくって配っていくと、カードよりは目につくのではないかということで、来年度、予算を要求してあります。形として残って普段目にふれるようなものでないと、なかなか浸透しないかなという思いがあって、担当としてもそのように啓発を進めていきたいと思っているので、委員さんが言われるのもわかるのですけれども、食べ物ですと、食べてしまったらそれでおしまいというところもあり、また食料品を配っていくということが、はたして今の学校現場でどうなのかなというのが、ありますので今後その辺をいろいろ調整をしながら、やれていけるものなのかどうかということを検討していきたいと思っております。

○委員

食べてしまったらおしまいというのは、私はとてもいいと思うのですけれども、人は、おいしいおやつ、おいしいご飯は喜ぶますよね。この共育せんべいがどれだけおいしいかわかりませんが、食べるものを学校で配ってくださる。子供たちは給食以外でそういうことって、今の子はないのかなという気もする。そうしますと大変インパクトがあるという気がしております。

○委員

せんべいに食いつくみたいなのはなしで申しわけありません。東陽小学校ですけれども、お米を売っています。それは、お米づくりの体験を巣山の農家の方が手伝ってくださっていて、そこでとれたお米を学芸会の後とかに1袋幾らで東陽ライスとして売っているのです。例えばそれみたいなかたちで、ここでやることはできないですけれども、これ原価1枚30円だったら、学校で1枚40円で売って、その10円は学校の整備に使われますみたいな感じでどうですかというのをPTAそういう企画を学校のほうにもって行って、やってい

ただけるのだったら、それはどうですかね、難しいですか。

○委員

P T Aが今回そういうふうにしてやってくださっているのだったら、教育委員会とか市がお金を出すのではなく、10円は学校への寄附だと思って、1箱、例えば5枚セットみたいなものを買っていってもらうとかということができたら、それはちょっと学校としてもやるかという気持ちになるかもしれないなと私は思いました。

もし余ったらですけれども、児童クラブのおやつがすごい駄菓子なのです。大変な駄菓子で、駄菓子の上にもだがつくなというお菓子が毎回出てくるのです。私はこれなのかなといつも思うので、そのときにここのおせんべいだったら。結構これってあれですよ、安心な素材ばかりでつくられているおせんべいだと思うので、余ってしまったらそういうところに回していただいて、ロスをなくす手だてなどにしてもらえたらどうかなと思います。

先ほどファイルと言われたのですけれども、小学校はお便りファイルを配りますよね。お便りばさみみたなもの。

○委員

学校からの通信などをこのファイルにはさんでお家の人に見せなさいよというようなファイルって、どこでもあるわけではないんですかね。ありますよね。そのファイルに使えるようなファイルをつくられるか、どんなファイルにも張れるようにシールにしてしまって、学校で1年生に配るときにこのシールをぺたぺた張って渡して、否が応にも毎日、共育、共育って見るようにしたらどうですか。普通のクリアファイルだと、それもそれで結構どれぐらい持っていてももらえるかとかということがあるので、ぜひそういう、お母さん、お便りですってきたファイルにいつも共育シールが張ってあれば、長く見てもらうという意味ではどうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長

いろいろな工夫があろうかなと思いますので、またいろいろ御意見いただいて考えたいと思います。

○委員

今の話ですと、市内だけという感じがするのです。やはりきょう、教育長も言っていましたけれども、田原市でその共育という言葉を使い始めたということで、やっぱり市内だけではなくて、そろそろ市外にも新城市は共育ということをやっていますよということを言っていく時期にさしかかったのではないかなということを感じました。

話が大きくなるかもしれませんが、例えば町の外から来た方が、新城市でお土産を、共育せんべいを買っていただく、あるいはよその町に行くときに共育せんべいをお土産に持っていく。そういうふうなところまでこの企画が高まっていけばいいなということを私は思っております。いかがでしょうか。

○教育長

課長さん、1回、市P連の会長に話をして、実現不可能な話ではないので、各単Pがよしやろうということであればできることなので、話を進めてみてください。

それから、いわゆる道徳教育というのが、今後文科省関係だけではなく、いろいろな方面で話題になってくるところです、特別な教科の中で。そんな中で例えば共育の意味を刷り込んだ、そういった包装紙等であれば可能性はあると思います。ただ商業ベースに乗せるとなるとだれがやるんだということが問題になりますので、そこらあたりは検討を要するかなと思います。

○委員

包装紙に共育の意味を刷り込むって、すごくいいですね。

○委員

生涯学習課ばかりになってしまいますけれども、放課後児童対策庁内打ち合わせ、どんなお話だったか教えていただければと思います。

○生涯学習課

昨日開いたものですが、これまで放課後児童対策の中心が、現在、新城市の場合ですとこども未来課が中心で、放課後児童クラブという中心にという流れになっております。国では放課後児童クラブと放課後子供教室、厚生労働省と文部科学省の中で2つの事業を総合的に展開していくというような国の流れがあって、新城市としてそれに対してどのように対応していくかということで、まず第一歩として児童クラブの現状をこども未来課から説明を聞いて、それを踏まえて今後どのようなかたちで放課後児童対策を考えていくかという1回目の打ち合わせを行いました。

○委員

ありがとうございます。始まりましたということで。

○教育長

先ほどの教育長報告の補足で、スケジュール上、日程を言っていなかったので申し上げますけれども、県の市町村対抗駅伝ですが、12月6日土曜日、応援等のやり方についてはまたスポーツ課長のほうから出ると思いますが、サンアントニオのアラモの砦の報告会ですが、12月20日土曜日10時から大会議室ということになります。

○委員

これは出席しなさいということですか。

○教育長

いえいえ、違います。都合がつかましたら、あるいは関心がありましたらということであります。

○委員

案内があるとか、そういうことではないですね。

○スポーツ課長

協議報告事項の5番目のところで市町村対抗駅伝の開催される12月6日に市役所応援バスという格好で出します。教育委員さんの中でもし行っていただける方がいれば、お昼の御弁当を出しますので、ぜひ行っていただいて。今年は小学生、中学生とても元気な子供たちで、前半、その部分では非常に期待できる部分もございますけれども、そういったところで父兄と一緒に応援していただけると、また子供たちも喜ぶのではないかとってお

ります。もし参加していただけるのなら、詳しい内容のほうを紙ベースでお配りしたいと思いますので、お願いします。

日程第3 協議・報告事項

○委員長

それでは、続いて日程第3へ移ります。

協議・報告事項です。(1)市議会への対応について、夏目教育部長、お願いします。

○教育部長

議会の報告ですが、2点ございます。

本日、11月の臨時議会が開かれました。会期は本日1日限りということで、付議された議案につきましては全部で16件ありました。大きなものは8月に出示されました国の人事院勧告に基づきまして、給与等の改正がなされますので、それらの条例の改正並びに補正予算が上程されまして、4件ほどの質疑があったのですが、すべての議案が可決されました。

それから、2つ目でございますけれども、12月の定例市議会でございます。明日の金曜日、11月28日に招集されます。会期といたしましては、12月5日から12月19日まで15日間です。12月5日が本会議第1日目、12月11日、12日が本会議第2日目、3日目でありまして、一般質問が行われ、ティーズで議会中継の生中継が行われます。12月15日が本会議第4日です。あくる日16日に厚生文教委員会が開催されますが、今回はこの厚生文教委員会に付託審議される議案を教育委員会として出しておりませんので、現時点では出席はないというものでございます。17日が予算決算委員会で補正予算の審議が行われます。19日が最終日、本会議第5日というような日程で行われます。

付議されております議案につきましては、全部33案件ございまして、専決処分の報告案件が1件、条例案件が11件、予算案件が6件、財産譲渡案件が4件、和解及び損害賠償の額の決定の案件が1件、人事案件が1件、公の施設の指定管理者の指定案件が6件、東三河広域連合の関係ですが、その設置の案件が1件、市道の認定、廃止がそれぞれ1件ずつというような状況になっております。

教育委員会に関連する議案でございますが、一般会計の補正予算であります。補正予算の総額は2億6,354万4,000円の増額というようなかたちになっておりまして、主な内容といたしましては公共施設の補修だとか、地域自治区予算の組みかえがあります。これは、地域自治区予算は今年度できたものですが、年度当初に予定をされました事業がほぼ確定をみております。その予算残額を別のものとして使いたいということで予算の振り替えを行っております。それと今までの風水害の災害復旧経費が主なものでございます。

教育委員会に関連する予算といたしましては、毎回補正予算で上がってきておりますけれども小中学校の営繕、備品の更新があります。特徴のあるものといたしましては、鳳来寺小学校の統合にかかる経費で、用地測量経費の増額をしております。それから、今年度は教育委員会制度の改革に伴いまして、教育委員さん方、臨時の教育委員会会議を開いていろいろ御議論いただいておりますが、その議事録作成の経費がふえてきておりますので、増額をしております。学校の関係ですが、校地内にある高木の伐採、これは東郷中学

校であります。その伐採経費。菅守小学校の遊具の撤去経費。鳳来中部小学校の特別支援教室の間仕切りの経費。黄柳川小学校で新しい校章が決まってまいりましたので、それをもとにした校旗の作成の経費をあげております。それから、先ほどちょっと話題になりました共育のポスターとカードの印刷をちょっとふやすというような経費もあげております。それから、ここのリフレッシュセンターの木製のテラスの改修経費があがっております。

教育委員会から出している予算ではありませんが、放課後児童クラブの整備ということでこども未来課のほうから出しているものがありまして、八名小学校と鳳来中部小学校が学校の施設を使って児童クラブを開設するための経費をあげております。それらが主なものでございます。

一般質問については、来週2日火曜日が通告の締切りでありますので、今のところ正式なかたちでまだ通告はされておりませんが、きょうの臨時議会が終わってからある議員さんから、ちょっと一般質問を教育委員会に対してしたいということで話がありましたので、何がしか出てくるということが予想されるというものであります。議会関係については以上でございます。

ちょっとこの議題からはずれませんが、のちほどスポーツ課のほうから新城ラリーの開催報告の映像が準備されておりますけれども、御紹介だけ。これ、ベストカーというカー雑誌でありますけれども、これは最新号であります。この中に新城ラリーの記事がカラーで載っておりますので、またごらんいただけたらと思います。

以上です。

○委員長

何か御質問はございますか。

続きまして、(2)のほうへ行きます。新城市通学費補助金交付要綱の一部改正について、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

お手元の資料をめくっていただきまして、新城市通学費交付要綱の一部改正する要綱ということで案というかたちであります。要綱自体は、議案、教育委員会にかけてということではありませんが、この方向性を認めただいて、最終的には決裁というかたちでまいりたいと思います。

内容については、新城市通学費補助交付の一部を次のように改正する。2条2項を次のようにまた改めるということで、前項の規定にかかわらず、次の各項のいずれかに該当するものは補助対象から除く。ただし、特別な事情により市長が認めた場合は、この限りではないというものをつけ加えるというのですが、1枚めくっていただきまして、次のページに新旧対照表がありまして、その次のページに新城市通学費補助金交付要綱が添付されております。これ自体は、遠距離通学の子供または児童・生徒、保護者の経済的な負担を軽減するという目的で通学費補助の交付をしております。公共交通、とくにJR、それから豊鉄バス、Sバス、こちらで通学している児童・生徒に対して、この定期代について

補助費を出しているというのがこの要綱であります。

今回改正をしたいというのが、この次の補助対象者のところであります。アンダーラインが引いてありますけれども、補助金の交付の対象となるものは、市内の小中学校に通学する児童もしくは生徒であって、別表に規定する補助の要件を満たす当該児童もしくは生徒の保護者、通学先の学校の父母教師会の代表者とするということで、その次に前項の規定にかかわらず、次の各項のいずれかに該当するものは補助対象から除くというのが現行の要綱であります。アンダーラインのところは、今回の改正でつけ加えた理由ということであります。

除くものは何かというものの括弧書きを見てみますと、1、スクールバスで通学する児童または生徒。これはもちろんスクールバスですので、いわゆる通学費はかかっておりません。

それから、学校教育法施行令により指定変更の許可を受け、通学する児童。指定変更というのは、市内に自分が行くべき中学、小学校があるのですけれども、いろいろな理由により違う学校に通うのを許可しておりますけれども、そういった場合には、これは保護者が送る、または中学生であれば自分で乗り継いでいく。こういった場合には補助はしませんよというルールです。

第3の区域外就学の許可を受け、通学する児童・生徒。これは、例えば豊川に引越をした。数カ月間だけは前の学校に行きたいというようなことは、今現在でも認められておりますが、その間のJRについては補助しません。

それから、生活保護法11条、13条における教育扶助。これは既にそういう手当をしてあるので、こういうものについてはしません。つまり、基本的にはしますよとっておりますが、こういった要件がはまる場合にはしませんということです。

今回、平成26年3月に戻ってしまうのですが、通学費を補助しておりました保護者がDV被害にあったということで、お母さんがDV、子供とともに市内の他地域へ避難、転居されました。学校については、従来の学校に通いたいというお子さんの意向があったものですから、改めて通学費が、そこまでのバス代がかかるという事例が発生しました。この案件に合わせますと、先ほど言った2条の2項の補助対象から除く項目に該当するということになるものですから、しかしながらDV被害ということもあって教育的配慮で決裁でやっつけてしまいましたけれども、特例として通学費補助については認めております。この1件だけでありますけれども。ただし、そのあとで要綱の変更をすればよかったです、そのままの経過でここまで来たということで、先日の監査で指摘されたものですから、今の段階で遡及というかたちになりますけれども、ただし特別な事情により市長が必要と認めた場合はこの限りではないということで、1、2、3、4であっても、さらに細かいところ事例を拾うためにこの一文を入れたいというふうに考え今回改正させていただきたいということで提案させていただいております。

○委員長

この件について御意見がございましたら。現状ではその1件だけ。

○教育総務課

1件だけです。今までそういう想定されるようなことがなかったものですから。

○委員長

よろしいですかね。どうぞ。

○委員

血の通った行政でよろしいかと私は思います。

○委員長

それでは、この議案に関しまして御承認される方は挙手をお願いいたします。

○委員長

全員賛成です。よろしくをお願いいたします。

続きまして(3)平成27年新城市成人式について、生涯学習課、お願いいたします。

○生涯学習課

資料の最後のページをごらんください。

年が明けました1月11日日曜日に平成27年の新城市成人式を執り行います。時間は1時30分から、従来と同じ文化会館大ホールを会場に行います。

今回の対象者につきましては、平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれたもの。仕事や学校の都合で住民票が市外に出ているものについても、申し込みがあれば対象者とするというかたちで受付を行っております。

11月1日現在であります。対象者525人、男266人、女259人となっております。まだ今月末まで住民登録外の受付をしておりますので、そこからふえており、大体550人ぐらいの感じだと予想しています。

当日、成人者に配る記念品としましては、今年度もふくさとなりました。記念品あるいは当日の式の運営につきましては、各中学校から御推薦いただいた男女それぞれ1名、合計12名の方で実行委員会をつくって、検討していただいているところであります。

当日の日程であります。12時45分から受付で、1時半から2時までの30分間が記念行事。最初に中学校の卒業アルバムから編集したスライドの上映、後半にアトラクション、今年度につきましては、よさこいをお願いしております。式典は2時から大体30分の予定であります。式典終了後、新成人の代表者数名によります新成人夢を語るというマイクパフォーマンスを今回も行い、実行委員を中心にその行事については準備をしていただいております。特に式典の部分につきましては、開式の言葉を委員長さん、閉式の言葉を職務代理さんに例年お願いしておりますので、今回もそのように思っております。

また詳細につきましては、来月18日に12月の定例教育委員会がございますので、そのときにもう少し詳しく役割等をお願いしたいと考えております。

成人式につきましては以上です。

○委員長

それでは御質問のある方、お願いします。

○委員

よさこいのチームはどこチームですか。

○生涯学習課

2年前と同じ北剣連さんと、さくらかのんさんということで、北剣連さんが東郷中学校区で活動されている団体、さくらかのんさんが千郷で活動されている団体です。

○委員長

何か御質問がございますでしょうか。

○委員

1点いいですか。

以前にも言ったと思うのですが、例えば外国籍の子たち、新城市内の学校の卒業生たちは、久しぶりの仲間と一緒に楽しくやっているけれど、そういう外国籍の子たちなどというのは、終わったら寂しく帰っていくような感じで、人数は決して少なくないと思うのですが、何か国際交流協会と話をして、そういう子たちも、ああ、来てよかったなどというような会をもてないかなということを以前も提案しましたが、一応検討していただいたらどうかなと思います。難しいかね。

○生涯学習課長

住民登録の中に明らかに外国人だなと思う名前がある方は、大体20人ぐらいあったかなと思うのですが、過去、前回、前々回当日にも当然外国人の方も出席されてみえます。御案内状を差し上げるのですが、当日はやはり出席はなかったので、中には記念品だけ後日受け取りに見えた方がいて、それは、職場でそのはがきを見せたら、あとで行けばもらえるよと聞いてもらいに来たというのが、去年かその前に1件あったのを記憶しています。成人式という日本の風習といえますか、そういうものがなかなか外国の方には理解できていないのかなというところがありますので、国際交流協会ともどういうふうにして外国の方に日本の成人式というものを理解してもらおうのかということの検討をできればしていきたいかなと思います。

○教育長

6 中学校の卒業生の席というのはローテで回っているわけだね。

○生涯学習課長

そうですね。

○教育長

6 中学校以外のいわゆる成人の席というのはどういうふうになっているのか。

○生涯学習課長

それも2年ぐらい前に委員会のほうで御指摘があって、去年かその前からそのような席を設けるようにしております。去年は前方にその席をつくったのですが、逆にそこがすぽっとあいてしまっていたというような状況があったので、それは今回配慮して、少し後ろのほうに下げて席を設けるように準備しております。

○委員長

それでは次に行きます。(4)新城ラリー開催報告について、スポーツ課、お願いいたします。

○スポーツ課

先ほども申し上げましたとおり、10月31日、11月1日、2日と新城ラリーを開催したわ

けでございますけれども、なかなか報告とって口頭で言ってもどんなものかというのが伝わりにくいと思えました。そんな中で、ことしは非常に多くのメディアが取材に来てくれてまして、ひとつ東海テレビさんがビデオ送ってくれましたので、それをこちらのほうで流して、どんな状況だったかというのを見ていただきたいと思います。

(ビデオ上映)

○スポーツ課

ニュース番組で使用された映像ですが、思ったほど型苦しい感じではなくて、観客目線で、非常にわかりやすく作ってありますので、新城ラリーの内容からも非常に大きな経済結果があったのではないかと考えています。

○委員長

ありがとうございました。何か質問がありましたら。

○委員

今を見ていると、なんでスポーツ課が担当しているのかなということを極めて率直に思ったのだけれど。どうして最初、スポーツ課が担当するようになったのですか。

○スポーツ課長

最初にスポーツ課が担当しだしたというのは、DOS地域再生事業によりまして、当初企画課が持っていたのですけれども、これも一つのスポーツだということで、ラリーに限っていうとそういうような感じを受けるのですけれども、例えばツールド新城であったり、あるいはトレイルレースとって山の中を走るレースであったりとか、そういったものが数多くDOS事業の中に組み込まれていて、それがたまたまスポーツ課でというような話になってきましたので。

○委員

なるほど、DOSということで一括してスポーツ課でということ、なるほど。それがしょっぱなだったわけですね。

○スポーツ課長

それがことし11回目の新城ラリーであり、その次にツールド新城10回というようなかたちでやっているのですけれども、ラリーに関しましては余りにも大きくなり過ぎてしまい、一つの課が行うイベントの域を超えてしまいました。

○委員

スポーツの域は越えていますね。

○教育部長

これが、先ほどの前の臨時の教育委員会会議でも出ましたけれども、DOSの所管をどういうふうに持っていこうかというのが大きなテーマで、今、DOS事業というのは、そもそもとして地域再生計画ということから、教育委員会で担うことが本当にいいのでしょうかというようなことが議論されております。昨年の市長選のときに現市長のマニフェストの中に、スポーツリズムの総合推進体制を確立していくという項目がありまして、それに基づきまして、せっかくここまで来たものですから、もっとステップアップをしてまちおこしの事業にもっとつなげていきたいという思いがある。そのためには、今の形、執行

体制ではもう限界にきておりますので、新しい体制を模索しましょうということで、今検討しているところでありますので、将来的にはどうなるかわかりませんが、ひょっとすると教育委員会から所管が移る可能性もありますので、その議論の結果、検討の結果を待っていただきたいなと思います。

○委員

それがたびたび教育委員会で報告されていた例の会議ですよ。

○教育部長

そうです。

○委員

その結果が出たのですか。

○教育部長

まだです。

○委員

それはまだ。やっている最中の大詰めに近づいてきたところですか

○教育部長

市長報告までは一応いっているものですから、あとは市長さん、上の方々がどう判断するかというところです。

○委員長

よろしいですかね。

続きまして(5)愛知県市町村対抗駅伝開催について、スポーツ課、お願いいたします。

○スポーツ課

先ほど議題の中で話させていただきましたので特段資料も用意してございませんので、なしということでいいでしょうか。

○委員長

はい。9時に乗り合いバスが出るのですね。参加される方は。

○スポーツ課

スポーツ課のほうに連絡いただければ、詳しい時間割やら何やらをお配りします。

○委員長

それでは、日程第4その他です。(1)新城市体徳知教育活動推進事業研究発表会について、学校教育課、お願いいたします。

○学校教育課

体徳知の教育活動推進事業の研究発表会には、委員の皆様にご参加いただきまして、ありがとうございました。

今回初めて豊川市と交流でやったのですが、新城市の教員が249名、そして豊川市の教員で見に来てくれた数が84名、その他の地区の方々が合わせて99名、合わせて432名の教員が研究発表会に集いました。6校でやりましたので、平均すると60名ちょっとぐらいの教員に来てもらいました。特色ある研究発表会のもち方があったわけですが、特に授業検討会等では、いろいろな人の、特に新城以外の方の意見等もたくさん聞けまして、

新城市内の教員も大変刺激を受けていい勉強会になったと考えております。

また来年度も続けて行っていきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○委員長

この件、何か補足することはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは全体で何か告知することがございましたら。

○委員

先日、学校の部活の検討会議のほうに、本当はなんていう会議でしたかね。2種類ぐらいよく似た名前の会議があるので、私は余り名前を覚えていなくて申しわけですが、参加された先生方の中では比較的意見がまとまってきたかなと思いました。全般としては、すべてを学校で抱え込む形の部活というのはもう無理だよと。ある程度減らしていかなければいけないよね。二人顧問体制にできないかなと。そういうことを考えていながら、その選択肢として学校の部活だけでなく、地域のスポーツの場等を利用していく、活用していくということを考えられないかなというような意見が大体出てきたかなと思っております。でも、実際にそれを動かしていくということになると非常に、移動の話であったりとか、毎日部活はできるのか、毎日部活をしなければいけないのか、民間の方に指導に来てもらうといったときに、30代、40代とかそういう現役世代の人たちは平日の部活には指導に来てもらえないだろうとか、そういうようなことはやりたいとは言っても問題はたくさんあるよね。どうやってそれらを一個一個この先つぶしていこうかねみたいな話で終わりながら、まずとにかく大きなイメージ、モデルをつくってやっていきましょう。28年からは新しい体制で一步踏み出せるようなかたちを目指したいということで、担当の方からはお話を伺ったと思います。

そのときに感じたことは、やはり学校だけではないという、地域の力をいっぱいかりていきたいというような話になっていると思います。プールみたいな完全に商業ベースのものもありますけれども、それ以外の社会体育の力をかりていかなければいけないよねというようなこともあったと思います。おそらくその辺のコミュニケーションみたいなものも非常に大事になってくると思いますし、28年には一步をとということになりますと、スケジュール等に関しても社会体育側からの準備とか、そういうことをお願いしていかなければいけない等で、かなり厳しい、タイトなスケジュールのイメージをお持ちなのかなということをおもいました。一度そのあたりを関係しそうなところで話をさせていただいたりですとか、予算等々いろいろかかってきます。謝金が必要になりますよだったりとか、移動のための交通手段が必要になりますよというようなことになると思います。今、申し上げたことはフリーディスカッションで話したことなので、決まっていることは何一つないかもしれないですけども、教育委員会の皆さんともずっと話をしてきたことでしたので、ここで簡単に御報告をさせていただきました。

○委員長

ありがとうございます。

○スポーツ課長

その件についてですが、28年を一つの到達点というんですか、というのは、今、部活動がなかなか従前の形では行っていきづらくなってきている、何とかしなければいけないということで、という問題は以前からずっとありまして、それと同時に市のスポーツ振興計画というものをつくっていきましょうという動きと合わせてやっております。

まだスポーツ振興計画のほうの全体会議については、第1回目は開かれたところで、第2回目を来月の一だったかな、予定をしております。それと同時に3つほど下部組織として分科会をつくって、より細かなことを検討するというのも同時に進めておりますので、まだちょっと走り出したところですので、しっかりしたイメージというものが定着していない、かたまってきていないですが、追々、だんだんとこの作業部会のほうからの検討結果等も踏まえて全体をかためていこうという動きをしておりますので、もうしばらくその辺の検討経緯を見守っていただきたいなと思います。

○委員

28年度にスタートというのではないわけですね。

○スポーツ課長

現場がスタートできるかどうかというのは、まだこれからの話でありますので。

○委員

スポーツ課長、振興計画を28年度に完成させるということで。

○スポーツ課長

振興計画、冊子をつくりあげるまでが27年12月までにある程度つくっちゃって、28年には配布ができるように準備いたします。

○委員

その中に部活動のあり方とも掲載されている。

○委員

28年度までにこういうかたちでやりますよというのが決まって、そこから実際イメージができて、そこから実際に状況、環境をつくっていくのが28年度、その制度がスタートしてから環境を整えていく。わかりました。ありがとうございます。

○スポーツ課長

今からだと、たぶん学校のほうの対応ができかねないと思いますので、そういったかたちをどうやってつくっていくのかという議論が今後さらに必要になるかと思います。

○委員長

あとはございますか。よろしいですか。

では、次回ですが、11月29日土曜日、3時半から臨時委員会があります。場所は。

○教育総務課長

本庁の政策会議室です。

○委員長

政策会議室ですね。

それから、定例のほうは12月18日木曜日で、鳳来支所3階の教育相談室です。1時半からにしてきたいと思います。

○教育総務課長

18日ですが、毎年12月の定例教育委員会会議の日の晩、教育委員会の忘年会を予定しております。今回は文化課が当番ですので、今までは、例えば忘年会が6時から始まるとすると、定例の教育委員会会議が終わってしまっても、皆さん方は時間のつぶしようなないということで、ちょっとずらしてやるということもやってはきましたが、どうでしょう。

○委員長

議案はどうでしょうか。

○教育長

ここはとれないか、本庁のほう。教育委員さんたち、車の関係とかいろいろあって。そっちからここまでは車で来てという感じになるので、本庁のほうでどこか会場がとれば、勤青ホームなり、がとれば、むこうでやれば委員さんたちも都合がいいわけだからね。

○委員長

いいですかね。

これで11月の定例教育委員会会議第一部を閉会させていただきます。ありがとうございました。

【第二部（教育憲章及び教育委員会制度について）】

○委員長

教育委員会制度にかかわる教育委員会議ということで3つ議題があります。

1つは、新城教育憲章についてですが、今回は素案どおりでいきましょうということでしたので、一度皆さん、別紙のほうですが御確認していただきたいと思います。

○委員長

特に何もありませんね。

それと、決定までのスケジュールというのが2にあります。この辺、教育長のほうから一回。

○教育長

前回もお話ししましたが、市民憲章のほうで憲章委員会ではほぼでき上がってきたということです。そして教育憲章と同時に上申していくことがいいであろうということで、部長会でもその方向性が了承されました。時間的な、時期的なものについては部課長のところで、市長部局と調整するというかたちになるのではないかと思います。

したがって、この手順について一度検討をお願いいたします。

○委員長

決定までのスケジュールということで、市民憲章と同時並行に行うということです。以下、議員の定例報告会、パブリックコメント、これはパブリックコメントに両方ともかけるということですね。パブリックコメントの意見などを参照にして、教育委員会会議で最終的な教育憲章の完成とするということです。議会報告会でのパブリックコメントの結果の報告、各会派へ通知ということで6月議会にて上程、議会承認という流れになります。

皆さんいかがでしょうか。

○委員

1つよろしいでしょうか。議会の承認ということは、条例化されるということではないということですね。

○教育長

単に承認ですね。これを認めるかということ。

○委員

条例化ではないのですね。条例化は考えておられないということですね。わかりました。

○教育長

だから、議会の承認を得たということは、市民の承認を得たということで、晴れて公けに新城市のもの、市民のもというかたちで提示できるということですね。

○委員

前、ちらっと条例化をしているところもあるというようなお話を伺ったものですから、どうなのかなと思います。

○教育長

そのあたりも市民憲章と足並みをそろえるということですね。

○委員長

これはまだパブリックコメントの期間とか、その辺はまだ決まっていないうことですね。

○教育部長

これを見ていただきますと、議員への定例報告会で素案を報告というのがあります。さきの会議の中で市民憲章のほうがいよいよ早い時期に議会への報告をする予定であったのですが、教育憲章と一緒にやったほうがいいのではないかとということで、教育憲章については来月3日に教育委員さん方と市長の懇談がありますので、まだ教育憲章が正式なかたちで市長のほうに上げていないものですから、それを済ませてということで、少し時期を遅らせるということで今、整っております。ですので、日程については現段階では未定です。

それともう1つ、委員さん方に御承知おきいただきたいのが、市民憲章はパブリックコメントをかけます。パブコメをかけますと意見が出てきます。意見が出てくれば、その意見に対して何らかの回答をしなければいけなくなりますので、市民憲章のほうは市長サイドでやっしまえば済むのですけれども、教育憲章のほうは一度、もしも意見が出てきましたらまたこういった会を開いていただいて、委員さん方にどうかと、出てきた意見についてはどんなふうな対応をするのか、したのかということをお答えしなければいけないものですから、その辺もまた御検討いただくことになるということだけ御承知おきいただきたいということでもあります。

○委員長

下から3番目ですね。パブコメ意見等を参照し、教育委員会議会で教育憲章を完成させるという、このステップを一つ踏むということですね。

○委員

1ついいですか。市民憲章と同時に提案するということですが、私たちは市民憲章を知らないし、たぶん市民憲章をつくられた方も教育憲章は見えていない。整合性の問題ではたぶん何も出ないと思うけれども、やっぱり同時に出すのだったら、制作者のほうで市民憲章に書いてあることもこういうことなんだなということを確認したほうがいいような気がするけれど、そこら辺はどうでしょう。

○教育長

私は目を通しましたがけれども、それほど差はないという感じ。ただ文章的には非常にシンプルな形に市民憲章のほうはなっているということです。似たようなもんだなあ。

○委員長

前に1回見たような気がしましたね。

○委員

中学生とか小学生でもわかるという感じの。

○委員

意外と紋切り型のオーソドックスな感じだったような気がしました。

○委員

どこの町でも通用するという。

○教育長

そうそう。だからそう誤差はないので。

○委員

それなら問題はないですね。内容的に。

○教育長

そういった市民憲章の非常に大枠な部分を教育の部分に特化してどうなんだという、そういうスタンスで理解できるのではないかなと思います。

○委員

教育憲章と並行して出すということなので、大体これぐらいのイメージかなと思ったけど、そうじゃない。思い出しました。

○教育長

以前の3市町村の憲章に比べると随分シンプルになっているなという感じのものです。

○委員長

ほかにスケジュールとかについてはいかがですか。よろしいですか。

○教育長

このスケジュールの調整はいつやるって言っていましたっけ。

○教育部長

3日以降ですね。

○教育長

3日に市長との話し合いができてからだね。それでは年内だね。

○教育長

12月の教育委員会会議には、そのスケジュールが明らかになりますので、よろしくお願

いたします。

○委員

6月議会上程ということはどんなスケジュールですか、大体。

○教育部長

パブコメの期間がある程度いるものですから、1月だったか2月だったか忘れてましたけれども、そこが一番かかるのです。ですので、今からやって最短が6月議会だという御理解をちょうだいしたいと思います。

○委員

共育の日に発表ができるといいかなと思ったのですけれども、ちょっとそこには厳しいですよ。

○教育長

6月13日だったかな。

○委員

ちょっときわどいですね。

○委員

3月ならいいかもしれないけれど。

○教育長

そうだね、3月議会なら確実に間に合うんだけれども。

○委員

そうですね。1月いっぱいぐらいにパブコメをやって、2月にまとめて、ぎりぎりでしょうけれど、それはスケジュールとして。もうでき上がっているものだったらそれぐらいのスケジュールでできなくもないですよ。

○教育長

それいい案だね。

○委員

そう都合よくいかないよと言われるかもしれないけれど。

○教育長

そうしたいよね。その辺の希望をやっぱり教育委員会として要望していくことでどうなんだと。

○委員

ゴールの日が決まることによって、皆さん、それに向けて頑張るのではないですか。

○教育部長

ちょうど共育の日は6月議会が始まった直後ぐらいになります。

○委員

そうだよ。

○教育長

議会の承認を得るというのを省くと、逆に反発を食らうといかんし。微妙なところだね。

○委員

今、花田さんが言った共育の日、いいですね、それ。

○教育長

案として出すのならいいかもしれないね。事前に議会の了承を得ておいて。

○教育部長

上程済みですので、それはもう本文になってしまっておりますので、今議会で承認をいただく予定のもので、十分アナウンスができます。

○教育長

共育の日に公開していくというスタンスで。

○委員

そうすると具多的に何月何日ですか。

○教育部長

6月13日土曜日です。

○委員

教育憲章の裏に共育の意味が全部載っているとか、そんなカバーいいですね。

○教育長

何かチラシをちょっと工夫するとか。

○委員長

ああそれでも。とりあえず6月議会ということでもいいですか。要望として3月として出しますか。

○委員

3月が通れば、カードを刷って渡せれる。

○委員長

できない。

○教育部長

間に合わないと思われます。

○委員長

では6月の議会で承認ということにしましょう。ほか、スケジュールはいいですか。

2番教育総合会議についてです。参加者、司会者、提案者、協議事項とありますけれども、12月3日の件ということでとりあえずいいですね。参加者は、基本的には市長部局と教育委員、その他何でしたかね。

○教育長

教育総合会議のメンバーは市長と教育委員ということですよ。

○委員長

そこはいいですよ、別に。

○教育長

あとはオブザーバーとして事務局がいるというかたちで。

○委員長

特別に招集できる人というのは、呼べばできるということでしたよね、確か。今回はな

しですね。

○委員

今回12月3日は教育総合会議ということですか。

○委員長

一応そういうことですね。市長と懇談なので。新しい規定の中で。

○教育長

法令規則的には条例が通ってからだけど、通っていないので仮にということだね。

○委員

根拠はないということですので、どんな名称をつけても構わない。

○委員

今はいいんだよね。

○委員

司会者って何ですか。

○委員長

司会者っていうのは議長ということですね。進行役。

○委員

座長っていうことですか。

○委員長

会の進行ですね。

○教育長

会の進行役だね。

○委員

進行役、わかりました。

○委員長

これは教育長、教育委員長。市長じゃないですよ。でも市長ですよ。基本的には。

○教育長

本来なら、主催するのは市長ですから。教育大綱にしろ総合教育会議にしろ、市長が主催がするものなので。

○委員長

むしろ提案者は教育委員会だったりする。

○教育長

だけど試みとして最初どうするかということだよ。市長が取り回しをやっちゃうと、市長の意見が言いにくくなってしまう。

○委員長

それはよくないし、教育委員会は教育委員会で意見を言いたいですよ。そうするとまた違う人。

○委員

部長。

○教育長

とりあえず仮の総合教育会議の司会をだれがやるかということで。

○教育部長

そうですか。取り回しというだけでしたら。

○委員長

そうしたほうが、ディスカッションとか我々できますよね。話し合い。

○教育長

法令が施行されてからのあれはきっと、また違ってくると思うけどね。市長になってくる。

○委員長

これ、そうなったときからというのは、教育委員がやるのか、市長部局の事務方がやるのかとか、そうなるんですかね

○教育長

市長部局で市長が委任すると言えば教育委員の中でやっていけばいいのだけれど、法令どおりやるのだったら市長がやっていくということ。

○委員長

そうですよね。参加者は市長と教育委員。司会者は、仮に進行役ということで教育部長ということですか。それから提案、これは今回、教育憲章。そのほか、それは協議事項はなんですか。

○教育長

そのほかのあと4つのことについては、まだ具体的な話し合いをしていないので、柱立てだけしておいて、そこで協議していくというかたちにならざるを得ないじゃないですか。

○委員長

そうですね。フリーディスカッションになりますよね、ほかの項目については。形のあるものは教育憲章だけですもんね。

○教育長

そうですね。提案については、教育委員会代表なので、委員長さんが提案されるのが形としてはいいんじゃないですか。

○委員長

教育憲章ですね。提案者は教育委員長ということですね。協議事項の中で教育憲章については提案するので、あと市長から前にメールでいただいた4項目についてどんなことを考えているか、話をお聞きしたほうがいいですよ、今回。

○教育長

教育委員としても、何らかの予備知識なり、基本的な自分の考えを持っている必要があると思っています。

○委員長

言っていたのは、教育憲章の制定を検討するというのは、これは一応検討してつくったのは出せるのですけれども、総合教育会議での運営指針を決めるというのが1つあります。

○教育長

⑤のその他のところへちょっと書き込んでください。

○委員長

市長提案は、1つは教育憲章、いわゆる新城の教育の安定性、継続性を守るために教育憲章の制定を検討する。これは検討してきました、ずっと。1はいいと思います。

2番が、市長が主催する総合教育会議での運営指針を決めるということです。質問としては、運営指針とはどんなものですかという話でしたけれども、答えとしては定例的な協議の場と位置づけて、市長が教育現場に介入権を強化するのではなく、市長部局と教育委員会が定例的な協議の場を位置づける運営でルール化をしたいということが出ました。

3番目は、教育委員会会議の運営に関して新しい指針をつくるということです。これもどういうふうにとらえればいいですかという話なので、座長とか議長という話が前から教育委員会の中でも出ていましたけれども、一方的に市長部局がやると、教育長がやるだけではなくて、議長とかそういうものを置いたらどうだという容易な具体的な話も出ました。

4番目が、教育委員会と事務局の体制のあり方に踏み込み、改善を考えるということだったのです。これはまだはっきりしたものはないと。ただ中長期的な展望をまとめてみたいということをおっしゃっていました。この辺は聞かないとわからないですね、どういうふうに考えているのかを。

5番目は、一定のルールの中で予算編成の権限を教育委員会に付与し、自主性をより高めていくということでした。これもまだ十分検討したものではないということだったので、あれから2カ月、3カ月ぐらいたっていますので、その後、こういうふうにしたいとかという意見を市長が持っていれば。そのときに少し市長の提案をお聞きするというようなかたちになると思います。

なかなか4番、5番ぐらいあたりが結構難しい話だと思うのですが、という5項目ですね。実質4項目というか。

○委員

予算の編成って、当然教育委員会のほうからこういう予算をくださいと上げているわけですね。

○教育部長

現行の地方自治法等で予算編成権というのは市長の専権事項ですので、これをどこかに渡すというのは法律上できない。ただ、市長が教育予算に関して好き勝手に編成できるかというのと、そうではなくて、市長は教育委員会部局とこの協議をし、調整をなさいたいというのが自治法の中に一文うたってあるのです。今のところそれが実質どんな形で行われているかというのと、ほかの部署と同様で予算要求はします。そこのところで財政部局にするのですが、財政部局というのは市長部局ですので、市長にかわって担当レベルでいろいろ予算調整をしたものを最終的に市長に上げていって、市長査定を受けてということですので、教育委員会の意見は聞いているというようなかたちはとっているというのが現状であります。ですので、それをどんなふうに強化をしていくのかということになるのかなという気がします。

それと、もう1つ考えられるのは、今、自治区予算というのが総額で7,000万円ですけれども、あれを別枠としてとっておいて、それだけに特化して使うというような手法をとっているのですが、そういったのを今、教育委員会も市長部局のほかの部署と同様に教育委員会の財源というのは来年度幾らですよという枠でぼんと渡されているのです。その中で具体の予算をくみ上げて要求していくというようなかたちとなっておりますが、それはほかの部署と全く、教育委員会が何か特別だということはないものですから、そういった部分で市長が教育費予算については別枠みたいなものを、ほかの部局とは違うものを配分するとかというようなことは十分考えられます。その辺は市長の思い如何です。新城市の教育というものをどういうふうに予算的に支えていくのかという思いの強さかなという気がするのですが、ちょっと具体の制度設計まで市長がどんなことを考えてみえるのかというのが私どももよくわからない。単純に予算編成権を渡ししてしまうということは法律上できないはずですので、3日の日にその辺の考え方を市長のほうに伺ってみるといいかなと思います。

○委員

ありがとうございます。

○委員

事務局のあり方も、これは今度はお金ではなくて人の話、人事の話になるものですから、この辺も同様に、当然仕事を担うのは職員、人ですので、その辺を市長はどういうふうに考えているのかということだと思います。

○委員

総合教育会議の運営指針、市長の考えがあるのだけれども、その次の教育委員会議の指針、それはこちらでやっぱりある程度腹づもりを、教育委員会はどうか考えているのだと必ず、提案するとまず最初にそう言われると思いますので。この場で話し合いますということも、今まで何をやっていたんだということになるわけですので。

○委員

事務局の人事のことでもし言わせていただければいいのなら、前にちょっと言いましたけれどもスペシャリストの育成と、それがプロパーと本当にいいのかわからないですけれども、ある程度市長部局との多少の流動があるとか、研修に行くだったりとか、そういうところがあってもいいと思うのですけれども、基本的にはこの人は博物館のスペシャリストだよとかというようなことがやらせていただければいいかなと。

○教育長

どんどん言っていってください。自分になってからも、やはり学芸員も一たんは税務課に出したけれども戻すというようなかたちで、市の一般行政の一番必要なところだけは体験させるけれども必ず戻すというようなかたちでの人事を進めてきたので、今後についてもやっぱり今、若手がそれぞれ入っているので、そういったところで、一たんは市長部局へ3年ぐらい出るけれども、戻してそこからは専門でやっていくというようなかたちにしたいと思うので、総合教育会議の中できちんと市長も了承の上で、そういやった方針、人事方針というかたちで認めてもらえれば、今後生きていくと思うので。

○委員

そのことはスペシャリストに関してですよ。

○教育長

そうです。

○委員

ですよ。今おっしゃった博物館とか、資料館とか、そういう方、学芸員の方ですよ。一般の方はやっぱり行ったり来たりする必要がありますよね。ですよ。

○委員

どこもいろいろな考え方があって、もっとほかに効果的なやり方があるならば、提案があればそれも考えていいのかなと思いますし、スペシャリストに関しては少なくともそうだなと。

あとは研修みたいなものもできるといいかなとおもうのですが、新城市が本当に学芸員さんは勉強に行っていますよね。すごい勉強に行っているの、例えば1年間徳川美術館で勉強ができるとか、そういうふうなことができれば。無理ですかね。

○委員

例えば交換とか、そんなことしないか、向こうが、だめですかね。

○教育長

いい方法だと思うのですが、財政的な余裕がそこでできればということなのです。あと新城でいうと、いわゆる文芸面の学芸員がいない。例えば岡野先生がこれだけいろいろ新城に対して関心を持っていただけるんだけれども、専門の学芸員がいないということで、ここをどう育てていくかということ。大阪圭吉についても、早川孝太郎についても詳しい人が一人もいない状況なのです。ここら辺のスペシャリストをこれからつくっていく必要がありますね。

○委員

この事務局の体制と予算案に関しては、一回市長の意見も聞きながら、今みたいなフリーディスカッションでもいいのかなと思っているのですが、今、教育長が言われた2番、3番、総合教育会議の運営ルール化、教育委員会の会議の運営の方法については、たぶんどう思うっていう話になりますね、これ。その話のときにはちゃんときちんと提示をしていかなければならないなど。

○教育部長

1点いいですか。総合教育会議というのは、法律上は市長が主催するということになりますので、市長部局の任務になるのです。そうしますと事務局がいるという話になります。当然市長部局に事務局を置くべきなのです、法律上は。ところが、今までの教育大綱の制定をすると。これも市長がつくるのですが、市長部局の職員につくれと言っても、恐らく無理な話なので、実質は教育委員会でやるようになるのかなという気はするのですが、ただ市長部局に全く事務局を置かなくて教育委員会の事務局がそれを担うということは、恐らくできないであろうと思われますので、形の上だけでも市長部局に事務局を設置して、そこで担うべき仕事を教育委員会に補助執行なり、委任なりというようなかたちを

させないと、手続を一つ踏まないといけないと思うのです。

その手続は簡単なのですけれども、要は市長部局のどこかに形の上での事務局を置かなければいけない。それは今度は来年度の新城市の全体の組織機構の中に組み入れなければいけないという部分もあるものですから、その辺の考えを委員さんのほうから市長のほうに。

○委員

それは前にも言っていた補助執行だとか、そういう話もかかわることですか。

○委員

補助執行するとしても、形の上でどうなるのか。

○教育部長

形の上ではどこかに元を置いておいて、本来そこでやるべきものなんだけれども、教育委員会に補助執行させますよというものです。

○委員

どっちみちそこには人がいるわけですが、機構としては。

○委員

兼務でも何でも誰かがいるわけですよ。

○教育部長

いるようになると思います、職員が。

○委員

部長さんはどこがいいとお考えなのですか。

○教育部長

いわゆる総合教育会議を主催するということは、市長の専権の事項になりますので、そうすると市長直轄のところでないはずなのかな。そうすると直轄となると企画部ですね。企画部の中で秘書がやるのか、企画がやるのか、ちょっとその辺が私もよくわからないですけれども。

○委員

企画が直轄というのは、総務部とかは直轄とはいわないのですか。

○教育部長

直轄というか、市長に一番近いのです。

○委員

ああ、そうでなんですか。

○教育部長

企画部の中に秘書があります。秘書が一番市長にちかい部署ですので、そういう意味です。

○委員

そうすると市長部局と教育委員会のコミュニケーション会議ですね、これ。

○教育部長

そうですね。

○委員

そうですね。やたら市長がわさわさやるのではなくて、部局と教育委員会のコミュニケーションする場所というような考え方ですよ。

○教育部長

そういうふうにもっていかないと、今回の改正が懸念されるほうに向かっていってしまうものですから。市長の独壇場ではまたまずいのです。

○委員

そうするとどういう意見を言えばいいかなと思って。例えばさっきの進行するのはどうするかという話がありますよね。基本的には市長部局だと思うのですが、コミュニケーションをとるのに誰が先導していくのかという話になる。

○教育部長

教育総合会議ですか。

○委員

うん、そうです。はい。

○教育部長

主催は市長ですので、市長が取り回しはやるようになると思います。ただ市長に全部やれなんていうのは無理な話ですので。

○委員

だから会議のイメージがわからないのです。誰が真ん中でしゃべっていて、どういう議論をしているのかということが。

○教育部長

例えばこの会議を教育総合会議に置き換えたとすると、委員長さんがそこにみえますね。そこに市長がどんと座って、あと教育委員さんがみえると。

○委員

ただ教育長も今度は教育委員ではなくなるわけなので、だから教育長と教育委員と市長ということになるわけですよ。

○教育部長

いわゆる事務方が必ず必要ですので、それを今は、教育委員会会議は教育総務課が事務局として動いているものですから、私が出たり、課長が出たりしています。そこもどこになるのかという話になるのです。

例えば秘書がそれを担いますよと。ところが秘書に全部お任せだと、恐らくできないでしょう。だったらその部分を教育委員会へ補助執行させますよと。そうすると補助執行を受けた我々がいろいろな事務方として動くというようなかたちになるのかなと。

○委員

教育委員会の中では、例えば教育長がいて、教育委員がいるので、今回の教育長のちゃんとチェックをなさいという話ですよ。職務代理者は教育委員の中から選びなさいとなると、例えばいわゆる議長というかそれをやる人は、教育委員の中で決めてねというような感じなんですよ。それは結構わかるのです。報告があって、ちゃんと我々がそれを、

教育長のほうのチェックをしていますよという話、ここはわかるのですけれども、総合教育会議ってどういう状態になっているのかなというのが、ちょっと僕にはイメージがつかみにくいのです。

○委員

市長さんが議長みたいにぽんと座って、発言しないみたいなものはすごい想像しづらいのです。だとすれば、市長もディスカッションができるようにするということであるならば、別にここで進行できる人、今回は部長にお願いしますというお話をしたと思うのですけれども、そういうかたちにしたほうがいろいろな議論になっていくのではないかな。すごい人数のところであれば、議会みたいな会議になるのでしょうかけれど、こういうメンバー、こういう人数の会議であるならば、もっとフランクに話ができただろうかということであるならば、行司は行司としてきちんとやってもらう。それで市長がいて、教育委員がいるみたいなかたちが。どうですかね。

○委員

それって例えば今回は部長さんだけでも、次回も部長さんみたいな方が議長、座長をやってくださるということですか。

○委員

そういうルールを提案したらどうかなと思った。そのときにそこに座られるのは、今回は部長ですけれども、補助執行でも一応事務局が向こうになりましたということになったときに、それをやるのは教育部長に毎回お願いしますというかたちになるのか、企画部長だったり、秘書課長にお願いしますということになるのか、そういうイメージでたぶんどこにお願いするみたいなことかなと思ったのです。こども未来課かなと思ったのですけれども、ちょっと違いますよね、それはね。

○教育長

ちょっと難しいかなと思うね。やっぱりであるならば、例えば市長と教育委員会事務局トップの教育長、ここがやっぱり意見を言わなければいけない。そうすると教育委員の立場で取り回しをするというのが比較的中立的で、公平な取り回しができるのではないかなと思うのです。

○委員

前に言っていた委員長ではなくて座長か何かにしましょうかといった、その座長さんがこの取り回しをするというのがよろしいんじゃないかと、そういうことですか。

○委員

そうそうそう。だから、委員長と教育長を除く委員が座長になって、固定制でもいいし、交代制でもいいし、やっていくというスタンスだと、比較的中立性が保たれるのではないかなと思うね。

○委員長

その辺皆さんどうですか、意見。

○教育長

あるいは職務代理を教育委員でやるということになるので、職務代理がやるというかた

ちでも。固定制ならね。

○委員

例えば教育委員会の中ではそうですよね。職務代理者がいるので、進行役というか、それは職務代理者がやりましょうという感じはわかるのです。総合会議もそれでもいいというはなしですよ。

○教育長

もちろん市長が自分がやると言えば別ですよ。自分がやると言えば、どうぞというだけの話ですけれども。

○委員

基本的には意見交換だと思っていると思いますけれどね。

○教育長

またそれでなければいけないと思うよね。市長が取り回しをして、教育委員と教育長で話し合っていたって、教育委員会議の延長戦上なので、余り意味ないもんね。

○委員

そうですね。

○委員

でもきっとよそは市長さんが進行をやられるんですよ。

○教育部長

特にこういうふうにしなればいけないというものはどこにもないものですから、総合教育会議の運営はそれぞれで決めていただければいいですよということですので、その辺も市長の考え方もお聞きしながらということですかね。

○委員

そうすると今言ったような方向で、交代制にするか固定制にするかというところはどう。

○委員

職務代理者なら職務代理者っていう。

○委員

形でね。それでは、総合教育会議も教育委員会議も職務代理者が座長的なかたちで運営するというのが、この教育委員会の案であるということで、それではそうしましょう。

○委員

教育委員長はない。ないんだよね。教育長は職務代理者だから。

○委員

教育長職務代理者。

○委員

職務代理者は教育委員の中から選ぶ。

○委員

職務代理者と名前は決まっている。

○委員

そうです。だからもし何かあったときは、職務代理者が全部。ぼくらは常時ではないで

すけれども職務代理者が全部受けることになっている。

○委員

事務局ではないという感じですか。

○委員

教育長の職務代理者は、教育委員長という意味にすればいいので。教育委員長をつくることは何も問題ないと思うけど。従来のはあれとは違う。

○委員

ただ教育委員長と教育長が紛らわしいとか、責任の所在がどうかというあれが、かなり言われてきたので、そういう面では規則どおりに職務代理者というかたちにしたほうがわかりやすいのではないかなと。

○委員

さっき言った教育会議の司会などをやるときに、従来どおり教育委員長がやっておけばいいので、一人決めて、固定制で。

○委員

それが職務代理者ということですよ。

○委員

だから、それが職務代理者ということ。今回の改定ではそうなる。

○委員

教育長の職務代理は教育委員長。

○委員

それを代理者なのか、基本的にその役職を代理ではなくて、もともと何らかの役職なのかということではあったほうがいいですよ。それを座長兼職務代理者だったら。

○委員

たぶん教育委員長だめだと思うよ。

○委員

座長といたらこれは教育長だよ。座長は教育長。座長は教育長になったんだもの。

○委員

教育長はもう教育委員からはずれちゃったんですよ。教育委員の中から選ぶとなると誰ですかという話なんですよ、その進行役。

○委員

それで、結局教育長は新教育長であって、この新教育長というのは教育委員長と教育長をあわせたのが教育長。にもかかわらず教育委員長をつくっちゃうと何なんだということになっちゃう。

○委員

新委員長でいい。

○委員

教育長を除いたこの中の委員長。

○委員

委員長ならいい。教育委員長というのと、やっぱり新しい法令に基づくと教育委員長と教育長を合わせたのが教育長なので。だから教育委員長という名称を使うのはやっぱり難しいなということ。だから委員長ならいい。でも教育委員の中で職務代理者があるわけなので、職務代理者兼委員長というのを内々に内規として承知していれば、それはそれでできる。

○委員

でもわずかしかないのなら面倒くさい。それなら職務代理者でいいよ。

○委員

あらぬ誤解を招くかもしれない。

○委員

秘書長だなんていわれそう。

○委員

結局法令改正のものがそこにあるので。そこをまた紛らわしくしてしまうと何なんだということになっちゃうので。

○委員

ただ職務代理者を、もし教育長を今回の改定で立場としてもう教育委員からはずれるということになれば、それを受け継ぐのはたぶん事務局だったのをとりあえず教育委員に残したわけですね、職務代理者を。常時我々も務めているわけではないので、その辺は機能をちゃんと執行するというで残したという意味なんじゃないですかね。あいまいなところもありますけれど、もちろん。

○委員

あとは教育長が抜けることによって、教育委員が1名減になるのだけれども、このあたりをどういうふうにとらえるかということ、教育委員会議として。あるいは教育委員をもう1名入れて増にするかどうか。どこだったかな、10名にしちゃったとか。

○委員

倍にすると言っていましたね。

○委員

武雄市。

○委員

武雄市だったかね。ふやしているんですよ。より住民の意見を教育行政に反映できるようにというようなことでそうやっているところがあるのだけれど、今回の全国教育委員長会議でもやはり地域住民の意見を教育行政の中に反映するようにというようなことをかなり強くいわれていたんだよね。そうすると、例えば今でいうと鳳来地区、作手地区、それから新城の南部東部地域、千郷、中部、北部という6名必要なんだよね、もしそういう考え方を。今はそういう考え方ではなくて、人物優先でやっているのだけれども、でも多少そういう地域的なものも配慮するというかたちでやっているけれど、6名いると、いわゆる新城の行政区における地域代表的な教育委員というのは位置づけられてくるわけ。

○委員

それは中学校の数と同じということですね。

○委員

そうそうそう、中学校区という。ただ中学校区なんだけど、舟着だけは、東部だけは微妙な関係で、新城中学校区に来ちゃっているんだけれども。どうなんだろうな。そこはまた地域自治区の考えでいいので。

○委員

必要あるかという議論でしょうね、そこは。

○委員

でもいいかもしれませんね。

○委員

もう1名ふやすという考え方ね。

○委員

そのときに根拠として、自治区だったりとか、中学校区とみたいなことを言ってしまうと、人選のときにすごく大変になると思うのです。そこを今までの委員として6人を堅持したいということで6にすることは、そんなに苦しいことではないですけども、どうしますか。そういうルールをつくる。

○委員

おもてに出しちゃうと困るので、やはり内規としてそういうものをもって、形としては地域を代表する方がふさわしいというようなものをもっているけれども、そうならないこともあるんだよと。あくまでも人物本位だけれども、やっぱり地域の意見をより反映するために教育委員の数は6名に維持したほうがいいという、これを大義にしていっていく。

○委員

その辺地元割って結構大変かもしれないね。

○委員

大変ですよ。

○委員

かえって難しくなる。

○委員

口に出しちゃうとだめですね。

○委員

それは大変なことになっちゃう、結局。

○委員

ただ1名増をこの会議として要望するかどうか。それが理想のあり方かどうかということ。

○委員

そこが問題だよ。今のままだでもいいような気もするけれど。というのは、教育長さんは確かに委員ではなくなるけれども、会議のメンバーとしては常にいるわけでしょう。そういえば人数は変わらないということだよ。そういうふうに考えれば。先生がどうして

もと言え、またそれは考慮していきたいと思うのだけど。

○委員

何ていうのかな、議論が教育委員会議で割れたときに、最終的にフィフティフィフティになったら、座長が決定権があるわけでしょう、主催するものが。それでいくか、あるいは7にしてしまえば、確実に多数決で、そういったときに議決できるという要素もあるんだよね。ないとは限らないからね。以前教科書採択がそうだったので。

○委員

市長の人選の中においても、やはり地域的な配慮というのは一方には必ずあるわけなので。

○委員

例えば作手なしなんかになってしまったら、困るでしょう。

○委員

困りますね。

○委員

鳳来だって同じことだと思う。今、ずっと北部はない。

○委員

地域自治区でいえば10地区だったかね。地域自治区は多すぎると思う。会議するには10人では多すぎる。

○委員

まとまらんね。議論ができないね。

○委員

今でも地区でいえば鳳来が2人いるわけでしょう。

○委員

中部も2人。

○委員

そうでしょう。そういうふうに言い出せば、すごく片寄っているもんね。私は地区は余り大ぴらに言わないほうがいいと思う。やっぱり保護者の代表だとか、女性の代表だとか、若い人の代表だとか、そういう考え方のほうがいいと思うけどね。

○委員

保護者の代表っていう言葉は何かありましたよね。

○委員

あるある。それは法令上決められている。

○委員

あと新体制の移行時期、これも早めに決めないといかんと思う。それからDOS事業を扱うのをどこにするかということは大きな課題なんだけれど、両方とも。これをその場で議論するかどうするか。

○委員長

臨時教育委員会ですが、決めておかねばならないことといたしますと、新教育憲章はたた

き台ができたので、これはそういうふうに進むということと、総合教育会議、それから教育委員会の議長役、それは職務代理者がやるのがいいのではないかとということ。あとは、これどうしましょう、教育大綱、教育方針についてというのと、いわゆる新体制への移行時期、それから先ほども出ていましたけれどもDOSの事業実施の部局をどうするのかという話で、教育委員会から意見を提示したいということです。

○委員

何ていうのかな、いわゆる施設設備とか、そういう従来から市長部局のほうでやっていたことはそのまま、しかももう1つは、教育方針はどちらかということと理念とか内部、ソフトにかかわることなので、最初から市長と教育長でというかたちになっていたのに、内部にかかわることを市長部局に云々ということをお願いしても無理だなと思うのです。そうすると従来、今までやってきた方向がいいのではないかなということを思いますけれども。

○委員

それは総合教育会議の場でコミュニケーションをとりながら、こういうふうになるよという話をしてもいいので。いわゆる教育委員会サイドで実務を決めたことを、そこでまた提示するとか、そういうことはできると思うのです。

○委員

この教育大綱ですけれども、毎年、和田先生が議会に出していらっしゃるのとはちょっと性質が違うものを指しているんだよということをこの間おっしゃっていたんです。それは、今まででいうと。

○委員

教育基本方針というやつ。

○委員

そうですね。

○教育長

学校教育の教育基本方針と生涯学習の教育基本方針があるので、それを代替することができるよということは国もいっているわけ。紛らわしいのは、3月議会で市長が発表するのが予算大綱、大綱という言葉がついているわけ。教育長が話をするのは教育方針というかたちになっているので、ここら辺言葉が紛らわしいので、きちんと区別して押さえておかないといけない。今、ここで言っているのは、3月のところでいわゆる総合教育会議やいろいろなものが市長部局に行っちゃうけれども、教育方針として、これは教育長が言い、そして予算大綱のほうの、いわゆる教育大綱に基づくような施設説明のことについては市長が言うというようなすみ分けをしたらどうだろうかという意味合い。

もう1つは、今、委員さんから出た、いわゆる大きな教育方針みたいなものを企画課にもっていくのか、あるいは今まで教育委員会で検討してきた教育方針をもって代替するのかということについても、やっぱりここでまとめておく必要があります。

○委員

教育方針は教育長がしゃべるのではないですか、それはきちんと。市長とかではない気がします。

○委員

教育実務のやっぱりトップが話さない、なかなか方針にはならない。

○委員

この大綱というのは、4、5年を見通すというようなことだから、毎年毎年変わってというわけではないよね。例えば仮に初年度に市長さんが言えば、それと同じことを数年は言っていくということですよ。でも教育長さんの方針は、基本的にそんなにころころ変わるものではないにしろ、毎年毎年少しずつ見直して発表していくわけですよ。そこら辺は全然違いますよね。

○委員

所信表明とかとは全然違いますよね。

○委員

所信表明の中の1つが教育大綱だったらすごいねという意味で見ちゃうんですね。

○教育部長

イメージとしてはそう感じます。

○委員

ただあれだね。教育基本計画にしても、やっぱりソフト的な部分が多いね、中身が。教育大綱に沿う、合った内容というのは比較的少ない、国でいっているような。だから、要するに何年度にはどここの学校の何をつくる、次には給食室をつくる云々なんていうことは、何も基本政策にはうたってはいないよね。でも教育大綱でうたおうと思うのはそういうことだからね。

○委員

さっき言われた施設設備のこと。

○委員

例にそういうことが書いてあるね。例えば給食調理員の、きょう話もちょうど出ていたけれども、センター方式にするのかだとか、前に出てきた学校ごとのブロック方針にするだとか、そういうことも大綱の中に入ってくるということかね。

○委員

教育環境整備ということにおいては入ってくるだろうね。

○委員

教育環境整備みたいなことをうたっていくのが大綱だよみたいな話をするとすれば、今あるようなきちんとした方針を受けて、それを大綱で市長がいつまでに給食室をきれいにしちゃうよというように約束してくれれば、それはそれでもいいんですよ。本当にそういうイメージならばですよ。普通大綱って、そういう位置づけだと普通に聞いたら思わないので、それは、そこ市長、これ読んでやっておいてねと言うと、おかしい印象を受けますよね。

○委員

だから規則によると、そういう内容なんだよね。だからそれを教育大綱というのも、現実ネーミングとしてはおかしい。

○委員

それは大綱でも何でもありませんよね、どっちかという。だからといって大綱でうたうとしていっているような学校建て直しだとかというようなことを通常教育予算でどうこう考えていくというよりも、もっと大きな枠で組み込んでいかないとあれですもんね。ことしは学校を建てるので、あれとこれとそれは我慢するとか、灯油は我慢するとかというわけにはいかないですしね。

○委員

例としては学校統合とか、建築だとかとそういうあれでしょう。

○委員

市長マニフェストみたいな感じで。

○委員

ずっと思ったのと、そういうふうになっていくと市長の所信みたいなもの的一部にとらえるのか、教育長の所信というふうにしてなっていくのか。

○委員

そうですね。

○委員

要するに今度の会議では、ここは市長さんのほうでやってくれますかとか、教育委員のほうで案を出して、それを検討しますとかその程度ぐらいでないと。

○委員

ひょっとすると市長が我々にくれたメールの4番と5番、事務局のあり方とか、予算を単独で教育委員会がもつようにすると、その辺を書きたいのかなと思うのですけれども、大綱に。4、5年の間にそういう仕組みをつくると。

○委員

すみ分けをきちんとするということはすごく大事なことで、画期的なことだからね。

○委員

4番、5番、まだはっきり聞いていないのでわからないですけれども。

○委員

だとするとその骨をまずはっきりした上でないと、だったらこれはこっちだねという話になってきますよね、きっと。

○委員

教育方針というのは、やっぱり教育委員会と教育長がやるべきことなので、組織とかそっちのことで教育大綱の中に入れていような気がするんです。わからないですよ、聞いてみないと。そうじゃないんだと。

○委員

教育振興基本計画というのは毎年出るのだけれども、毎年ですよ。

○委員

いや、あれはやっぱり4、5年先を見ている。生涯学習のほうは3年ごとに見直しを図

っている。

○委員

ローリングはしていますが、計画期間というか、計画は。

○委員

ない。概要だけまとめてある。

○委員

だけですよね。

○委員

それ資料として当日みたいだと思いますけれども、それってどこにありますか。

○委員

学校教育課と生涯学習課にある。

○委員

ちょっと用意してあると、教育振興基本計画と大綱とをどういうふうにするかとか参考になる。

○委員

生涯学習のほうはもう年次計画で・・・全部できちゃっている。これはかなり議論し合ってきたやつなので。学校教育はそこを議論し合うとかなかなかないので概要で。

○委員

新城市の教育というこういう冊子をくれたけど、あの中に入れてある。

○委員

入れないといかんね、やっぱり。

○委員

一番最初のところに入れておかないと。

○委員

概要ぐらい入れておくと。これから求められてくるからね。

○委員長

教育大綱と教育方針については、今みたいな感じでいいですかね。意見も聞かないとあれですね。

○委員

いいじゃない。

○委員長

3番新体制の移行時期。この間もちょっとしゃべりましたけれども、これはどうですか、皆さん。実務的なことだと思うのですけれども。

○委員

委員長が前、早ければ早いほうがいいと。4月1日。

○委員長

それは勝手な僕の意見です。

○委員

やるならやっぱり早いほうがいいよね。

○委員長

というあれもあるかなと思うのです。

○教育部長

ちなみによその市の状況をしっかり聞いたわけではないのですが、考え方としては来年4月1日から法が施行されるものですから、それに合わせてすぐという考え方、それともう1つはこの附則にありますように現在の任期いっぱいまでという、その2つです。それとあとは、新教育長、今の教育長の教育委員として市長が選任をし、議会の同意を求めていく。新教育長は、今度は教育長として市長が選任を議会に同意を求めるといようなかたちになりますので、あくまでも市長が選ぶということですので、市長の考え方というのは大事になってくる。ところが。これはたまたまなんですけども、来年は統一地方選挙の年になりますので、選挙が終わって新しい首長さんになったときに決めるとか、そのタイミングで変えていくというようなところもあります。

○委員長

いかがですか。

○委員

私はこの間も申しましたけれども、いろいろな制度がごちゃごちゃしているときなので、移行するのに急激に変わってしまうとばたばたしちゃう。あれ、そんなはずではなかったけどな、そういうイメージではなかったんだけどということが出てくるのが予想されるのであれば、その次の年の4月からと。いや、そんなところでそう振り回されるというような心配はないじゃないと思うのであれば、早い時期に新制度に移行されたらいいかなと思うのですけれども。

○委員

仮に新制度に移行して、何かこの点は直さなければいかんとか、そういうことがあれば、その都度直していってもいいという、そういう考えもあると思う。

○委員

もう1つは、11月20何日で委員長を決めなければならないので、そこから1年にするかということ。

○委員

委員長さんの任期満了を待って、新しい制度にというところもあったですね。

○委員

いろいろなごたごたがやっぱりあったり、会議に出なければならないとかいろいろあるのであれば、もう1年だけの間、猶予期間に据え置いて、委員長の任期満了とともに新制度に移行するという考え方。

○委員

それもあるよね。

○委員

今の話、和田先生の運氣的なことを考えると、再来年の4月のほうがよろしいのでしょ

うか、来年よりも。1年半後の4月のほうがよろしいのではないのでしょうかと私の勝手な。

○委員

だから基本的には1年年度として置いてということだね。

○委員

そうですね。

○委員

同じ意見だよ、委員さんも。

○委員

まあ、そうですね。そういう選択もあるんじゃないかと。それを11月のときにするのか、4月にするのかというのは、4月スタートのほうが良いというような事情があるなら、やっぱり4月に人事がぱっと変わるという制度にしたほうが良いし、いや、別に11月で何ら支障はないということであるならば、11月29日の今の1年後ということにするならば、それも選択肢だと思ふし。

○委員

来年の11月ではなくて、その次の年の4月ということ。

○委員

人事的に言うと4月1日がいいと。

○委員

一番いいよね。すっきりするよね、そこが。

○委員

いろいろな意味合いで、例えば他市の教育長等を見ている、現場から引き抜くときに、現場から引き抜いていて、10月になんだかんだで引き抜かれたら途中人事をやらないといけなんでしょう。そうすると2校、3校にどえらい迷惑をかける。絶対にそんなことはあってはいけないというスタンスは、教育委員会としてはもたないといけなと思う。そういう面でいうと、やっぱり4月1日にすべきだということ。

○委員

それはそのほうがいいね。

○委員

学校現場に迷惑をかけないというスタンスで。

○委員

それとここに書いてあるのだけれど、総合教育会議の大綱策定の規定に経過措置じゃなくて、27年4月1日から実施なので、これにあわせたほうがすっきりするということもある。

○委員

この間もそういう議論でした。どっちかという話だよ。

○委員

すっきり、1年猶予をみるかということですよ。

○委員

そうですね。

○委員

やっぱりさっきの11月何日という途中のやつは何か変な感じがするので、4月1日がいいと思う。

○教育長

行政職である教育長ならいいんだよ。11月何日でも。やっぱり市町村は学校現場と直接かかわり合うし、県の教育長は直接県立高校へ行くことはほとんどないからね。県の教育長になっても、現場から校長を引き抜くということもまずないので。市町村においては4月1日というのは小中学校の大事な区切りなので。今後の後任にしても、4月がいいねと思います。

○委員

平成27年4月1日なのか、平成28年4月1日なのかどっちかですね。

○委員

私は、正直言って新教育長の御事情によるところだと多分に思うので、先生が、事情とどうか、さっきばたばたするから1年ぐらい猶予があったほうが良いかと和田先生が思われるならそうされれば良いと思いますし、そうでなければ、それに早く変わったほうが良いと思います。

○委員

私は最初、ほかの市町村の様子を見ながら、そういうふうでも、あいつらばたばたしているなとか、そういうふうでもいいなとも思ったけど、しかし、ばたばたしながらきちんとしていけばいいなとも思うので、そうすれば委員長さんの言うように27年4月1日、全部スパッと新しくするというのもいいのかなという気がしますがね。

○教育長

県とか周りの市町村でいうと、現行の法令どおりというところがどうも多そうなんだよね。でも、基本的に委員さんのおっしゃられるようにずるずる現行を引っ張るよりも、やっぱり早く実施したほうが良いと思う。ただそれを1年の猶予期間とか激変緩和の期間において、その1年の間でやれる範囲で現行体制にもって行って、その1年後の4月1日から確実にそうしてしまうということのほうが、試行運転するというほうが良いのかなとも思います。2対2ですか、即4月1日というのに賛成の方も。

○委員

さっきから言っているとおり裁量で結構です。

○委員

私も教育長さんの考えでいいですよ。

○委員

市長の思いもあるしね。

○委員

やりながら変えていくのもできるし、ぱっとやってちょっとずつやっていくという、そういうのもできると思うので、どちらが良いというよりも、どちらでもとれますと。

○委員

どっちでもいいんだよね。

○教育長

教育長はみずからの意見を言わないということで、任命するのは市長だから、教育委員さんたちに意見を言っていた中で市長が決断する。そういった方向に私は従いますので。それも新しい法の精神に合っていると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

あとはDOS事業の実施部局です。

○委員

これ根本的には、この教育委員会は学校の教育だけやりたいという話も出ていましたよね。それで、DOS事業だけの話なのか、そういうことも含めてなのか。これを、DOSだけを先んじてということなのか、5、6年の間には大きくその辺のことを変えたいということをもしここの意見として持っているのであれば、その中の一部としてDOSはまずという話のしかたをしないと、かたがついたねみたいな話になっちゃうとあれですよ。

○委員

市長も提案しているように、教育委員会事務局のあり方というトータル的な視点から考えていきたいと思います。

○委員

教育委員会のミッションというのはこれだということをバーンと打ち出したときに、やっぱり学校だけではなくてというものも入れていったほうがいいんじゃないかという結論になれば、それが教育委員会の枠組みであって、組織のつくり方だろうと思います。

○委員

教育委員会からはずしたほうが簡単にいって、僕はいいと思いますね。

○委員

あれを見ていると、教育委員会の仕事とは思えませんよね。

○委員

そういうつもりでしたよね、これ。観光なのか、何かわからないですけども。

○委員

産業政策あたりにやっていただきたい感じ。

○教育部長

その辺の議論もいろいろありまして、内部的にはやってきております。なかなか決めきれないところがあって、というのは、視点としては、せっかくこれだけ盛り上がってきたものを、要はDOSの所管部署をどこにするのかという内部的なことです。それによって、やりようによってしぼんでいってしまうということでは、新城市全体としてはこれはマイナスになっていってしまうだろう。これをもっともっと伸ばしていくべき事業だということがあって、今のスポーツ課の職員は本当によくやってくれております。すごいです。そういった頑張りというか、意欲というのか、そういったものがあって初めて、特にラリーは桁が違うイベントですので、あれだけのものになってきたというのがあるのですが、

ただ現実的にはもういっぱいいっぱいなのです。もうこれをもっとさらにグレードアップなんていうのは、今の体制ではとてもできる話ではない。かえって職員がつぶれてしまうというぎりぎりのところまできていることは確かなのです、現場最前線として。であるがゆえに、たまたまこの市長がスポーツリズムの総合推進体制を確立していきましようということを打ち出していたものですから、どこで担うべきか、どんな体制にすべきかというのをもう一回再検証しましょうということで、今いろいろやってきております。

DOS事業は本当に教育委員会がやるべき事業なの、どうなのという議論は内部的には以前からずっとあったのです。そもそも論として地域再生事業、まちづくり事業で、それが何か教育委員会の事業というようなかたちになってしまっている。それはどう考えてもちょっと変じゃないと、教育委員会が主として担うべき事業ではないじゃないかというような発想もやっぱりあって、それと市長のマニフェストがぐっと合わさって新しい体制というものを考えていきましょう。じゃあどこへ持っていくんだという話になって、いろいろまとまらないで、今のところ、なかなかはっきりしないのですけれども、既存のセクションのどこかにぽんと移すというだけでは、うまいこといかないのではないかな。やはりもっともっと発展を望むであれば、専門の新しいセクションをつくって、そこで担っていかないと、これ以上の発展は望めないのではないかなというような意見があって、それをどうするんだという段階にきているのです。

○委員

私は中がどういうふうに動いているのかわからないので勝手なことを申し上げるかもしれないですけれども、教育委員会でこれをやっても、この事業、これだけになった事業を最大限に生かすことができないのではないかなと思います。そういう意味で産業政策だったりとか、総合政策みたいなところだったりするのかなと思ったのです。

また、観光課でもないと思っておりまして、私はずっと観光畑でやってきたのですけれども、観光がその中心になって回ってしまうと、薄っぺらくなってきてしまう、だんだんだんだん。例えば自然を歩こうみたいな話だったりとか、歴史を巡ろうみたいなことであっても、観光課が全部やってしまうんじゃなくて、その辺の骨組みをつくるのは博物館だったりとか、資料館だったりとか、そういうふうなところがきちんと中身のあって魅力のあるもの、ちょっととんがった光るものをつくって、観光課は何をやるかという、その情報発信だったり集客をやるというようなことじゃないかなと思っているのです。だから観光課が何とか祭りをやりますみたいなものは、割とイベントイベントしたものになってしまいがちな。割と疲れてしまったりとかするパターンになっていくと思うので、教育委員会が今までのいろいろなイベント、観光課がやっている中でも担っていてもいいものがあるかもしれないと思うのと同じように、これを観光課にもっていくみたいな話になってしまうと、ちょっとそこはまた違ってくる。

トヨタさんが一生懸命これをやってくださっているのです、くたびれもうけではなくて、うまいところもつくっていかなければいかんというのはこれからだと思うのです。うまいところをつくっていく政策をどこがつかれるかということで、次の担当するセクションを決めるとか、もしくは新しくつくるということであるならば、そこにつくる。やっぱり集

客という部分は、それは観光課がやりましょうというかたちでかかわる。もしくはトヨタの何かのテストコースができるので、それをうまく活用しましょうみたいなところは産業政策がやるみたいなかたちで、ある意味、むちゃくちゃ言っているかもしれないですけど、縦割りではない考え方をうまく導入した新しい部署のつくり方というのができればいいんじゃないかなということを思います。

○委員

これ、市長直結の事業戦略室にしちゃえばいいじゃないですか。一番早いような気がするのです。

○委員

スタートはそうだったよ。企画課がやって、企画が何年ぐらいやったのかな、2年か3年やっておいて、それでもスポーツという文字がついているのでスポーツ課にもっていけということできたわけ。でもスポーツ課にもってきた以上は、市民スポーツの振興という一番の大義があるのだけれど、そこへ注力しなければいかんだけれども、現実にはDOSのイベントに本当に時間を費やされるという状況で、こちらが手薄になっている。教育委員会本来の目的が達成できるかという、首をかしげざるを得ないのが現実であるということなんだよね。

○委員

スポーツ課の課長さんは、定年はまだですか。あの方が例えばごそっと動かれると。

○教育部長

私より2つ下だったかな。

○委員

ああ、そうですか。じゃあまだ動けますね。例えば今のスポーツ課をDOS専門のDOS事業部とするとか。

○教育部長

今、教育長が言われたように教育委員会のスポーツ課は、本来市民スポーツ振興を担わなければいけない部署なのです。それが、当初このDOSの事業が大きすぎるものだから、そちらのほうに食われてしまっておろそかになっているのは事実です。大体、全体の3分の2はDOSにもっていかれています。

○委員

教育委員会に置くのではなくて、もう教育委員会から出して、本庁のほうでDOS事業部として、またスポーツ課はスポーツ課で教育委員会で新しくつくるという。

○委員

今のスポーツ課のDOS部門をごそっと抜いて、新しいセクションへもっていくということですね。

○委員

人もやっぱり今ノウハウを御存知の方が大勢いるから、動いていただく。

○委員

たぶんそれを担う人というか、にもよりますので、例えば新しいセクションを設ける

なり、どこかへよそへ行くにしても、今のスポーツ課の職員のどのくらいか知りませんが、そちらのほうへもっていかないと新しいところでうまいこといかないでしょうね。

○委員

3分の2だね。それこそ半分はそちらに移らないといけないね。

○委員

委員さんがおっしゃられたようにトヨタ自動車がすごく強く買ってきております。また市の組織とは別の組織でこの新城ラリーの支援委員会という実行委員会みたいな組織もつくってやっているのですけれども、対外的な交渉事、県の総合公園を借りてどうのこうのとか、警察の道路占用の許可だとかという、ああいう対外的なものが物すごく多いものですから、そういったものに食われてしまうというのもありますし、相当業務量があるのです。

○教育部長

その中で人脈というのですか、あれはもう既にでき上がっておりますので、誰でもできるというものでもないです。いつかはかわっていってしまうのですけれども、なめらかな人事の経過というものをやっていかないと、ごたごたとしちゃうのはまず確実だと思います。

○委員

さっきしぼんでしまうというのはそういうことで、そうならないように今やっている人を。

○委員

トヨタから出向していただく。

○委員

そういうことも話が出たのですけれども、全然。

○委員

やっぱりしつらえをやるのなら、どこへ回されてもどの課でも別にいいよという話の枠があるのですけれども、どうもこの事業はやっぱりいろいろな戦略がいっぱいあるので、しつらえをやるだけでは全然意味がないですね。教育委員会側で持っているしつらえでやるのだったら、それはちょっとお門違いというか、事業部として離れたほうがいいというのがまず第一、僕の意見ではある。

戦略的に人が集まったり、こういう採用ができたり、事業をどうやって賄っていくか、セールスプロモーションをどうするかという話が全部入っていますので、そういう部署をやっぱりもたないとだめだなと。

○委員

私は、そういう会社を一個つくったほうがいいと思うのです。会社を一個つくって、それこそトヨタにも出向して、そこの会社に出向してみたいな話にして、新城市役所からも。

○委員

おもしろい話がいっぱいありますよね。

○委員

それはグッドアイデアだ。

○委員

DOS事業部みたいな会社をつくっちゃたらいいのに。

○教育部長

やりようによっては面白いアイデアだと思いますけれども。ですので、今委員さん方がいろいろ議論していただいたのですが、市長も迷っていて、どんな形がいいのか。市長が言った一つの中に、来年度から教育委員会制度が変わって、教育総合会議というものができ上がる。その中で教育委員さん方の御意見を聞きたいなという発言も出てきてはいるものですから。

○委員

もう一つ上の目線なんですよ、市長は。全体の組織の話なので。

○委員

市全体のね。

○委員

その辺は僕らはわからないのでどうしようもないのですけれども。

○委員

豊川がB1グランプリをやったときにすごく盛り上がった。そのための組織をつくったと思う。ああいう組織が連続して毎年やっているわけでしょう、そのDOS。だからそういう部局をつくってやらないと、かわいそうだよ、スポーツ課は。

○教育部長

DOSは年間、いつも何かをやっているのです。ラリーについてはもう来年の日程が決まっておりますので、もうそれに向けた動きを始めているのです。1年がかりで取り組むというような感じです。それは結構大変ですね。

それと先ほど言いました、市長が教育総合会議に諮って見たらどうだろうかという発言が出たもう一つの思いとしては、今たまたま教育委員会がやっております。やはりあれだけの大きなイベントなものですから頭数が多いのです。スタッフを集めないといけない。そのスタッフの中にスポーツ推進委員さんとか、東郷地区の体育振興会だとかいろいろスポーツ課に関係のある団体の支援というのが相当あるのです。これが、例えば教育委員会から市長部局へぽんと移った。そうするとスポーツ課の事業ではなくなるわけです。だったら私たちは関係なくなったよねと、スッとひかれてしまうと、またこれも困るということがあって、一応こんな話があるけれども、引き続き御支援をお願いしたいのですがというのは投げかけてはあるのです。そんなものは冷たくあしらわれているわけではなく、それはいいですよと言っはくれているのですが、だんだん年を追うにしたがって離れていってしまう人がいるのです。それはまたまずいものですから、仮に市長部局でやるとしても、これはもう全庁的にいろいろと支援をしていく必要がある。その中で教育委員会も、市長部局へ主管は移ってしまったけど教育委員会としても支援をしてくれるようお願いしたいというような市長の考え方もあるのかなと。そういう面で教育委員さん方にもわたりをつけておきたいというようなことも思ってみえるかなというようなことも考えてはな

いんですけれど。

○委員

だから開催当日か、その少し前ぐらいからでしょう。それは応援体制を組むということでこれから続ければいいですよ。

○委員

そこはさっき言ったようにプロモーションというか、人を集めようねみたいな感じのことは観光課がやるし、そういうボランティアを出していく、これもラリーに限らず、教育委員会の体育振興のいろいろなボランティアの人をお願いしましょうだったりとか、そういうかかわりかたみたいなものをつくっておくというのは、あらかじめ必要ですよ。

○委員

将来的にこれをずっと継続するというのを考えたら、いつまでも教育委員会組織を使っているというのは、破たんすると思う。やっぱり市民組織の中に根づいていくというかたちにならないと、本物にはならないと思う。

○委員

余り勝手なことを言っただけなんですけれども、例えば工業系の高校生だったりとか大学生だったりとか、そういう人たちにちょっとおいしい思いをさせながらボランティアをやりませんかとか、そういうふうなこと、本当に間違いなく世界のトップの技術がそこにあると思えば、その人たちとコネクションをつくりたいと思っている学生がいるかもしれないですよ。そういう本当に。えっ、新城ラリー行きたかったんだよねと、俺スタッフだったんだとあとで自慢できちゃうような人たちは、マニアの世界はマニアの世界できつというので、その辺は募集ができれば。

○委員

今の委員さんの意見はすごくおもしろいと思うのですけれども、現実の問題として大学の、今、愛知大学に地域政策学部というのがあります。地域おこしみたいなものを学校で学びましょうというところで、いろいろなところで学校ができています。そういったところがかんできています。よろしければ学生を派遣しますよと、勉強だということで。ことは、愛知大学からは何人ぐらい来ていたかな、4、5人来て、売り子さんをやってもらったのですけれども、そんな動きもあるのです。これは大事にしたいというのは思います。それがもっと高じて、委員さんが言われたようになってくるとまたいい。

○委員

やっぱり教育委員会本来の業務にもっともっと注力できるようにならないと、新城市の将来を考えたときに非常にマイナスになる。ラリーという時点だけ考えるのはいいけれど、もっと広い範囲で市民の心の豊かさとか、健康とかということを見ると教育委員会本来のスポーツ振興、文化振興をやるべきだということなんだよね。

○委員

水を差すようで申しわけないですけれども、例えば公園から遠いところにいると、そうか、そういう事業をやっているのかぐらいしか知らないのです。ですから、教育委員会本来の姿というのがやっぱり大事だと思います。

○委員

そのあたりの、きょうずっと議論したことを市長に情報提供して、どういう話題にしますかということは市長との話し合いの中で決定するというかたちでいいですかね。そんなかたちで進めていきたいと思います。

○委員長

ありがとうございました。

以上で終了いたします。

○委員長

馬場委員が退任されますので、一言教育委員会にごあいさついただきたいと思います。

○馬場委員

卒業生の謝辞ということで一言お願いします。

不器用でもいい。寡黙にかっこよく、高倉健のような生き方をしたいと思いましたが、無理でありました。どうも与太話が多すぎました。今は与太話も良とする、自由な論議を是とする事務局、教育委員会の皆さんにひたすら感謝あるのみです。

民主主義というのは、元来、話があっちへ行ったりこっちへ来たり、与太話が入ったり、手間暇のかかる制度で、それでも人類はこれを越える仕組みをまだ発明できておりません。新城市教育委員会も民主的な運営という伝統をしっかりと守っていただきたいなと思います。

最後にすぐれた経営者というのは、現場の声を上手に拾って経営に生かすそうです。現場に神宿るという名言もありますが、現場の声を拾う。これも新城市教育委員会の伝統。大事にしていただきたいなと思います。

皆さん、本当にありがとうございました。

(拍手)

○委員長

ありがとうございました。終了でございます。

閉 会 午後5時10分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記